男女貞潔之理想 會長 島田三郎

公娼廢止之主張 副會長 安部磯雄

6—739

廓清

（大正七年十一月一日第三種郵便物認可）（毎月一回十日發行）
（大正十一年九月十日印刷納本）

第十二卷第九號

□未成年者禁酒法……廓清會長 島田三郎
□藝妓論……救世軍大佐 山室軍平
□道德の進歩……一條忠衛
□社會と人の關係……早大教授 杉森孝次郎
□離婚問題……日本婦女通信社長 佐藤順造
□家庭生活の改造……家庭購買組合理事 遠藤龜之助
□近來の宗教所感……東京女子大學學監 安井哲子
□鎌倉の縁切寺……法學博士 穗積重遠
□九州の公娼私娼……木藤冷劒
□編輯の後……記者

東京 廓清會本部 發行

Digitized by Google
Original from COLUMBIA UNIVERSITY

新しき御婦人方へ

歯を美しくしようと
思召すならば

すずしいにほひ、
さわやかな感じ、
すぐれた効果のある

ライオン煉歯磨を
お使ひあそばせ。

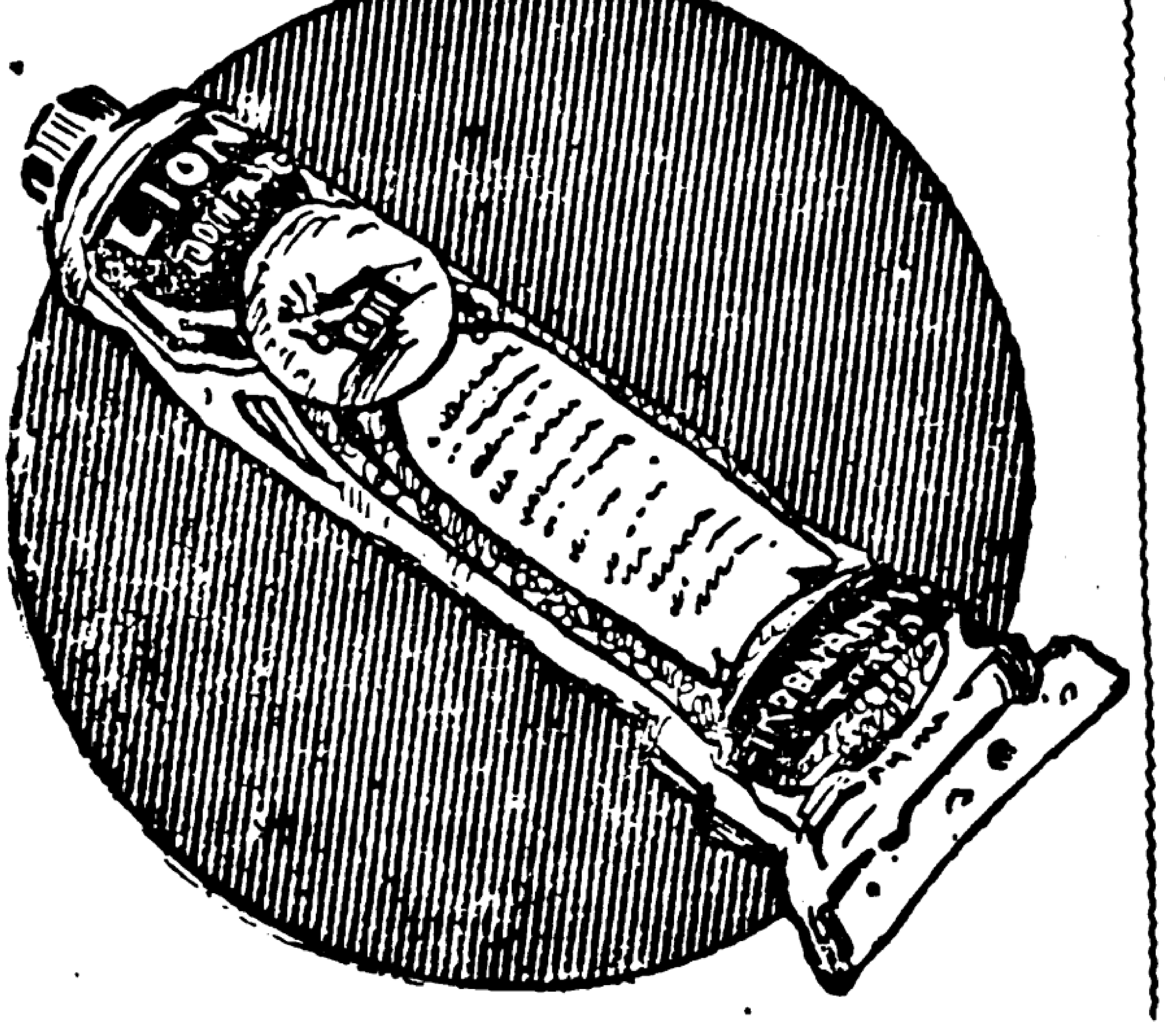

●煉歯磨にはチューブ入ニッケル罐入の二種あります。

ライオン歯磨本舗 株式会社 小林商店

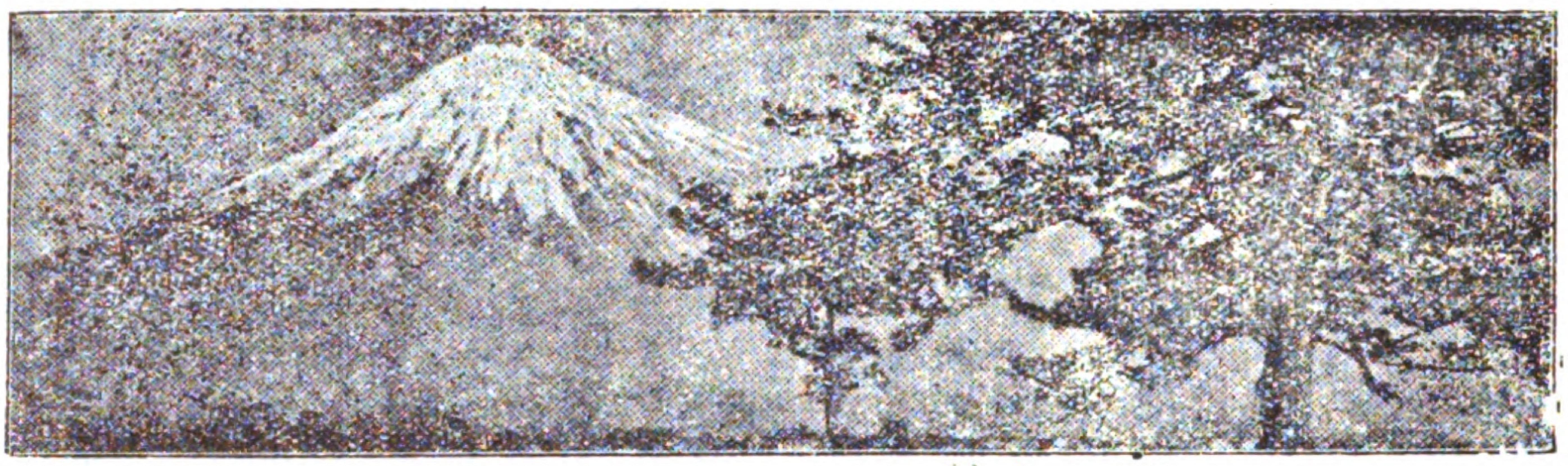

未成年者禁酒法に就て

廓清會長　島田三郎

□未成年者禁酒法の實施

本年の議會は、喧擾を極め、亂雜を現はして不評判であつた、甚だ不眞面目な議會であつた、此中にあつて其最暗黑の中に將來に希望を屬すべき一點の光明を認めしめたものが二つあつた。そしてそれは大きな獲物でもあつた。

一つは長き間望んで得られなかつた處の、婦人を政治界に紹介して、自ら政談をなし、又政談を聽くの自由を與へた法律の改正、今一つは未成年者禁酒法案の通過で、是は始め嘲笑を以て迎へられ、年を經るに從つて漸次眞實の問題になつて來た。世界大戰の結果、小はフインランドより、大は北米合衆國の如き禁酒國が現はれると云つたやうな世界の大勢に動かされ、我國も亦、未成年者禁酒法案が貴衆兩院を通過し愈々法律として實施されるに至つたのは眞に慶賀すべき事である。

併し是を英米のそれに比すれば、彼は禁酒の必要を認めしむる迄に、五十年七十年の努力を要した、英國は純然たる禁酒國ではないが、今一歩を進むれば殆どそこに到達し得る程度に迄進み米國は國家の根本法律を改正し、純禁酒國となるに至つた、我國は數十年遲延の感あれども、未成年者禁酒法の實施は絕對禁酒國民たるべき準備行爲で、どこの國でも一旦は此段階を踏まねばならないのである。由來我國民は酒の性質に對する知識が極めて昏昧である。飲酒がどれ丈け社會に惡影響を及ぼすかと云ふ事に就ての理解がない。とは云へ、兎に角未成年者禁酒法が實施されたのであるからして、一時に完全は望まれないとしても、先づ此新法律を誠實に、眞面目に、勵行する事が目下の急務であらう。

□酒は決して飲料にあらず

Digitized by Google　Original from COLUMBIA UNIVERSITY

酒の本質を研究して第一に起る疑問は、酒は果して飲料であるかどうかと云ふ問題であるが、私の考へではアルコールを含んでゐる酒は一種の藥であつて、純粹の飲料としては見られないと思ふ。ナゼかと云へば純粹の飲料は飲んでも身體に變化を起さぬ、そして其中には必ず滋養分を含有してゐるのであるが、アルコールを多分に含有してゐる酒は、飲めば必ず身體に變化を起す、滋養分を含んで居らぬ、それ故人間の本質に於ては自然に要求されぬもので、近い例をあげて云へば、母胎を離れた許りの嬰兒に母乳を與へれば、快く飲んで泣くのが止まり、飢ゆる者は滿足する。然しアルコールを與ふれば果してどうなるであらうか、必ずや戰慄して嘔吐を催すに相違ない、詰り人間の自然性が拒むのである。小兒が甘味を喜ぶのは是は天性の要求で、人間の體質の中糖分を要求すべき部分が多分にあるからである、アルコールは是とは全く反對で、與へられた始めに於ては小兒も大人も是を拒むに相違ない。是と同じ道理で生物である限りは、混濁の空氣を嫌つて拒むに相違ない。若し是れを平氣で呼吸すれば病を起す、アルコールは其結果に於て混濁の空氣と何ら選ぶ處がない。即ち此法則から云つて酒は飲料ではないと云ふ事になる。

然らば如何にして是を好むやうになるかと云へば、第一は慣習の力である。是は酒のみならず烟草も亦同一であつて、幼兒が母胎を離れて目の見えぬ頃、煙を混えたるニコチンを吹きかくれば泣く。然るに人が始めに好奇心を以て吸ふて見るが、慣れ嗜むに從つて習慣性となる。終には是を好んでやめんとしてもやめられぬやうになる。

是と殆んど同一の經過をとつて吾々の嗜好癖となるのは鴉片である。鴉片を始めてのんだ者は必ず嘔吐を催す。慣れて來るに從つて愉快を覺える。度重なれば習慣性となつてやめられぬやうになる。遂には總ての財を投じ生活に必要なる物品をも賣拂つて、鴉片の金を工面するやうになる。甚しきに至つては短命と知りつゝも好んで喫む、嗜好の犧牲となる。程度の差こそあれ、酒も烟草もそれに溺れると云ふ傾向に至つては、殆んど鴉片と同一の經路をとる。

然らば是は何んであるかと云へば、鴉片も酒も一種の藥品と見て宜しい。鴉片は外科の醫者が手術をする時、患者の感覺を鈍らすものとして是非共必要なものである。是から造るモルヒネも力強き奇藥として、專門家の間に珍重されてゐる酒も或種の患者の藥品として必要なもので、平常の飲料とならぬのは前に述べた通りである。

□先進禁酒國不撓の努力

斯かる明白なる理由あるに拘らず、世界の民族は皆此風習に襲はれ、其害の大なるを覺らぬのは實に憂ふべき事と云はねばならぬ。僅かに實驗的に又科學的に其害を知る者の宣傳的刺戟によつて、暗中に微光を見出だすと云ふ程度に過ぎない。我國も殆んど是と同一の程度であるが、獨り我國のみならず、世界何れの國に於ても、始めに於ては、實驗的に又科學的に事實の有害を認めた少數者が先づ自覺し、是が運動を起し遂に公の改正の端を開くやうになる。その最もよき適例

Digitized by Google　Original from COLUMBIA UNIVERSITY

は米國である。米國では今から七十年も前に陸軍で酒保を廢した事があつた。其理由は平常善良なる兵士にして時として法律にふれるは、皆飲酒の結果によるとの見地からであつたさうだが、今から七十年も前に此事ありしは流石は先進國と云はねばならぬ。これと前後して各教會が一齊に立つて禁酒運動に着手する。家庭に於ける悲劇の萌芽は多くは飲酒による。殊に其被害を最も多くうける者は婦人であるから、婦人が立つて此運動に參加する。斯うして米國に於ける禁酒運動は遂に效を奏したのである。

米國人が禁酒を高調する理由は第一に飲酒は衞生上より見て宜しくないと云ふ事である。酒其物の性質が健康と兩立しない事は、總ての醫者の立證する處である。斯かる見地から盛んに運動を起し、遂に政治問題たらしめた者は今は故人の數に入つたが、有名な元老院議員ブレーヤー氏は其一人であつた。婦人の方では世界的人物として、米國の政治堂にイリノイ州から肖像を出した政事堂內唯一人の婦人、肖像の本人ウキラード女史で其禁酒運動に對する功績は蓋し甚大なるものがあつた。斯かる運動に熱心なる者が相ついで現はれ、七十年間も宣傳に運動に努力せる結果、遂に世界大戰の影響によつて絕對禁酒國を實現する事が出來たのである。

□絕對禁酒國實現への過程

我國に於ても絕對禁酒國を實現しやうとすれば、少なくも米國に於けるそれの如き、永年の努力と運動と忍耐とは必要とする　殊に愈々實施された未成年者禁酒法は絕對禁酒に至る前提とも云ふべきものであるから、吾々は將來に希望を屬して不撓不屈の運動を繼續しなければならぬ。前に云ふた如く飲酒が第二の天性となり、慣習となつた者を禁酒させる事は容易ではない。此意味に於て未成年者禁酒法も、滿二十歲を過ぎたら飲んでもよいと云ふ譯では決してない。飲酒の習慣のつくのは重に少年時代であるから、此時代に先づ酒に手をふれしめないで置いて、一生涯禁酒する地盤を築きあげると云ふ事に努めねばならぬ。

それに現在飲酒の習慣に囚はれ、他人の忠告によつても、自己の意志によつてもやめる事の出來ない所謂酒の中毒者に禁酒を勸めるのは勞多くして效が尠い。是と反對に、未だ飲酒の惡風に染まぬ少年に、飲酒の害を敎育的に覺らしめ、堅く禁酒を誓はしめる事が出來れば、今の酒精中毒者が世を去る頃になれば、やがて我國も易々として禁酒國になり得るであらう。此點よりして未成年者の禁酒勵行は極めて大切な事になつて來る。

衞生の方面から飲酒の害を唱へてゐるのは獨り西洋諸國のみではない。東洋に於ても眞面目な論者は皆同樣の事を云つてゐる。彼の有名な貝原益軒は「酒禍論」の中に次のやうに述べてゐる。

五胡漫錄ニ載ス。酒ヲ飲ム多カラザル者ハ、往々壽考ノ者數人歷々見ルベシ。方今鄕土士類ノ壽考八十以上ニ至ル者凡ソ十數人、是ヲ問ヘバ平素酒ヲ嗜マザル者ナリ。コヽニ於テ古人ノ記スル處、信ズベキヲ見ルベシ（原漢文）

是は酒に對する科學的研究の結果を說いたのではない。誠實

Digitized by Google　Original from COLUMBIA UNIVERSITY

なる學者の實驗的證明である。是によつても「酒は百藥の長」なる言の誤謬である事が解るであらう。

□百害あつて一利なき飲酒

更に、歐米の信用ある生命保險會社では、保險加入希望者の健康診斷をなす場合、必ず本人に酒を飲むや否や、飲むとせば其量の多寡を聞く。そして飲む者は飲まざる者よりも拂込金が高い。多量に飲む者は保險を辭退する。たゞに本人のみならず、父母の酒量をも問はれる。本人も父母も禁酒家である場合は拂込金が非常に安い。何故、飲酒を禁物とするか壽命の長からざるを推定するからである。現に我國に支店を有し、本店をモントリオルに持つ世界一流のカナダ、サン生命保險會社は、我國人も多く是に加入してゐるが皆斯うした試驗をうけてゐる。是れ理論にあらず、道德問題にあらず、經濟問題にあらず。保險會社の損得問題であるから是程世間にも解る實地の利害問題であるまい。

更に機械工業に從事する者の調査によると、該業の工場に於て一番怪我の多い日は月曜日であると云ふ。ナゼであるかと云へば、土曜日に給料を受け取り、土曜日曜の兩日盛んに酒を飲む。それが爲め身體に隙を生ずるが故であらうと思はれる。斯うした意味に於て、ペンシルバニヤ鐵道會社にては飲酒家を從業員として雇入れないと云ふ。今後の社會は益々科學應用の時代になつて行くであらうが、海上には水雷、空中には飛行機、それらを操縦するには耳目を鈍らし、身體の動作を緩漫にする飲酒は大禁物である。先年來朝したアートスミスは宙返り飛行で妙技を現はしたが、「充分の健康を保持し、飛行の技を揮はんとすれば一滴も酒を飲んではならぬ。自分は職業上酒を嚴禁してゐる」と云ふた事があるが、眞に至言と云ふべきであらう。

其他學者の研究、社會の實驗、あらゆる方面より觀察して酒は人を怠惰となし、健康を害して虛弱となし、能率を低下してやがて品性の墮落を招致し、貧者病人を增加する等、百害あつて一利なきは明々白々なる事實である。

□米國の禁酒法は失敗にあらず

一個人の損得はやがて一國の損得である。米國が率先して絕對禁酒を斷行すると、世界の先進國、文明國の先覺者等は擧つて絕對禁酒國實現の爲め奮ひ立つ事になつた。而して禁酒は世界を風靡するの形になつて來たのである。是に對し、米國は禁酒を斷行したと云ふが、事實行はれてはゐない。富豪は窃かに密輸入を企て、又密造等は公然の秘密で、大々的に飲んでゐるなど、非難の聲を放つ者があるけれども、であるからと云つて此法律が無效であるとは云へぬ。私は盛んに飲んでゐるとは信じない。それは恐らく營業者か酒精中毒者の宣傳であらうと思はれるが。よし幾分か隱れて飲む者があつたにもせよ。此法律が決して失敗でも何んでもない事は、隱れた所で賭博をする者があつても、賭博を禁ずる法律の無用を唱へる事が出來ないと同一である。見えぬ所で犯す者があつても、公然許可するよりは、遙かに有效であるに相違ない、是を思はずして社會の一部に是を犯す者があるとの理由

Digitized by Google
Original from COLUMBIA UNIVERSITY

によつて、絶對禁酒斷行の失敗を嘲笑するの徒は、謬れるの甚しき者と云はねばならぬ。

□禁酒贊成者は旭の如し

昨年の末、紐育市に於て禁酒法反對の一大示威運動が行はれて仲々猛烈を極めたが、是を見た反對者の人達は「それ見た事か、禁酒法の實施は米國人自身でさへ反對してゐるではないか」と、禁酒法は本場の米國でも猛烈な反對にあつて、崩壞しかゝつてゐるなど、眞しやかに宣傳してゐる者が日本にもあるが、一概に米人と云つても、純粹の米人は今日紐育市に於ては比例から云つても少なくなつてゐる。何故かと云へば合衆國は世界の各國から移住した種々雜多の人種が多い彼等の多くは本國に於て自由に酒をのんでゐた所謂禁酒法なき國の人達であるから、米國へ行つて急に習慣を改めて禁酒する事は容易でない。そこで苦し紛れに反對する者の出て來るのは是亦當然の事と云はねばならぬ。

其證據には此反對運動のあつた一週間の後、所も同じ紐育で前の反對の時よりは更に多數の人達が集つて、禁酒法贊成の大示威運動が行はれたのによつても解る。其際有名なるウキリアム、ブライアン氏も是に參加して「反對者は夕日の如く贊成者は旭の如し、夕日も旭も同樣の光あり。されど時を經るに從つて一は消えて暗黑となり、他は世界を照らす光明とならん」と云ふ意味深い演説をしてゐる。事實、米國に於ては此禁酒法實施の爲に、飲量は四分の一に減じ、酒量は廿分の一に減じ、國力は四分の一增加したと云ふ事である。米國中酒造州として有名なるニュージャーシー州は、此法律の通過に最後迄反對したのであるが、愈々實施されて後の結果を見れば、酒毒死亡者も減少し、肺結核の豫防にも著しい好果を齎らし、梅毒患者は二割七分以上、犯罪者は半數に何れも減少した。是を見ても禁酒法が事實の上に勝利を占めてゐる事は、何人と雖も否み難い證明ではないか。

有名なる生理學の大家大澤謙次博士は、國家を滅す三大害毒として肺結核、花柳病、酒精中毒症をあげてゐる。然も肺結核も花柳病も飲酒の媒介によつてそれに罹る者が多いといふて居る。醫學博士中島玉吉氏は我國に於ける大正元年より五年迄の受刑者の統計をあげてゐるが、犯罪の原因の飲酒による者五割九分四厘であるから、飲酒の一原因が他の各種の原因よりも多いとは驚くべき事である。

□國內丈けで年々十三億圓の酒代

斯く何れの方面から觀察するも酒は有害無益なものである事が明白である。併し他人の云ふ事を聞いてゐる丈けでは好果がない。自發的に禁酒の決心をするやうにならねば好果は尠い。それが爲には先づ酒に就て科學的に實驗的に研究する必要がある。そして吾々の研究した結果はどうであるかと云へば、以上述べたやうに酒は鴉片と同じく藥として用ゆべきもので斷じて常用の飲料ではないと云ふ結論に達した。此結論を疑ふ者があれば、研究して見るがいゝ。其結果は必ず吾々と同じ禁酒論者となるに相違ない。

「成る程酒は飲んで益のない物だと」信じさせるのは智識の働きである。さう信じたなれば早速禁酒を實行せねばなら

Digitized by Google
Original from
COLUMBIA UNIVERSITY

ぬ。是は意志の働きである。然もそこに至つても尚決心する事の出來ない者は、自ら意志の弱さを表明するものである。其利益を知つて他人にまで勸めるのは自然の情で、吾々勸めないで獨り超然としてゐるのは人情ではない。是が吾々の奉じてゐる禁酒の主義である。

終りに禁酒は國家的社會的の一大問題であると信ずる。我國では最近に於て毎年酒の爲に、米を費消する事が四百六十八萬石の多きに達してゐる。是に水を混じて約六百五十四萬石の酒を國民全體が飲んで了ふ事になる。我國に於て食糧として米の不足は毎年四百萬石乃至五百萬石であるから、酒さへ飲まねば此不足も補ふ事が出來、外米の輸入を杜絕せしむる事も出來るのである。私は禁酒者であるから酒の値段を知る事は不得手であるが、聞く處によると一升一圓五十錢から三圓位であると云ふ。其中庸をとつて二圓としても一石に就て二百圓、六百五十四萬石で十三億圓の莫大な金錢を酒の爲に消費してゐる事になる。

是丈けを敎育費に投ずれば、大學を始め各專門學校、中等小學の各學校を全國に增設し、無月謝で然も容易に總ての學生を收容する事が出來る。其他交通衞生等萬般の施設をする事を易々たるものである。吾々は此點に就ては大いに愼重に考慮すべきであらうと思ふ。

□未成年者禁酒法を活用せよ

兎に角絕對禁酒の理想から云へば、未成年者禁酒法は生溫いやうでもあり、不徹底のやうでもあり、前途遠いと云ふ感がないでもないが、然し此法律の實施はやがて絕對禁酒國實現の過程であるからして、本年實施する事になつた未成年者禁酒法を、有效に活用する事にお互に努力しなければならぬ。然し未成年者と制限したのは、滿二十歲を過ぎたら飲んでもいゝと云ふ意味ではない事を知らなくてはならぬ。十七八歲から丁年に至る頃は、性質の變る時代であり且社會に顏を出す時代でもある。何事も習慣となり易い此時代に酒杯を手にふれさせないと云ふ事は、やがて一生涯の禁酒を勵行する準備と見なければならぬ。此時代に飲酒の習慣に染んで了つたが、最後、容易な事では禁酒をする事が出來ない。然もそれを飲ましめないやうにしやうと云ふのだから、若し此法律がよく活用され且國內の未成年者が悉く酒にふれなかつたとしたら、やがて絕對禁酒國を實現するのも至難の業ではないであらう。

往年施行された未成年者禁煙法は今尚勵行されてゐるのであらうか。聞く處によれば最近檢擧される者は非常に尠いとの事である。其理由の何處にありやは私の知る處ではないが若し禁煙が實行されてゐる爲であるとすれば喜ぶべき事である。併し其反對に該法令の勵行を怠つて無效になつて了つた爲とすれば憂ふべき事である。若しさうであるとすれば社會の怠慢墮落を證明するものであるから、社會を覺醒する爲にもお互は奮起しなければならぬ。

それにも優つて大切なものは此未成年者禁酒法であるが故に、同胞民族を愛する精神のやみ難く、玆に禁酒論の大體を述べた譯である。

藝妓論

救世軍大佐　山室軍平

□藝妓全盛の時代

娼妓は昨年あたり少し增加したやうであるが、大體から見て、年々減少しつゝある傾向を示してゐる、これは人々の趣味の變遷にも由ることであらうが、婦人自身の自覺或は世界の大勢に基因することは誰もが否むことの出來ない事であると思はれる。けれ共、これに反して藝妓の增加した事は驚くべき事實である。左に國勢一班の調べによる統計を示してみると次の如く非常な增加を示してゐる。

	娼妓	藝妓	酌婦	計
大正元年	五〇、四一〇	四一、六四〇	三四、〇九三	一二六、一〇七
大正七年	四八、二六二	五九、一六一	六六、一七七	一七三、六〇〇
增減	減 二、一四八	增 一七、五五七	增 三二、〇八四	增 四七、四九三
	四分强	四割强	九割四分强	三割八分

これを東京のみに就てみれば、

	娼妓	藝妓	酌婦	計
大正元年	六、四一二	四、八二三	酌婦ノ數詳ナラズ	
大正九年	五、四九九	九、八七四		
增減	（減）九一二	（增）五、〇五一		
	一割四分	十割四分		

それでは藝妓とは一體何か、日本百科辭典には「杯盤の間を斡旋し、又絃歌舞踏して酒興を助くるを業とする女」とある。してみれば之は賣淫婦ではあるまじき筈である。又年齡からいつても、娼妓は十八歲でなければ許可されないが、藝妓は十二歲からでも許可されてゐる、最近の國勢一班には、十二歲未滿の者が、四百二十八人あるといふ數さへ上つてゐるが、まさかに此等の少女が醜業を營むものでないだらうと思ふ。

刑法第百七十六條に、十三歲以上の男女に對し暴行又は脅迫を以て猥褻の行爲をなしたる者は、六月以上七年以下の懲役に處す、十三歲に滿たざる男女に對し猥褻の行爲をなしたる者亦同じとある。

日本には十一縣程藝娼妓兼業を許してゐる處があつて、其縣は（廣島六三、山口五五、長崎五二等）二百六十六名許りある、然し若し藝妓にして醜業を營むならば、宜しく二枚鑑札を授くべきであると思ふ。

警視廳の「藝妓取締規則執行心得」には、娼妓を廢業したる後、二ケ年以上を經ざる者は藝妓たるを許可しない事になつてゐる。これてみると藝妓と娼妓とは自ら差別があるやうである。

Digitized by Google　　Original from COLUMBIA UNIVERSITY

娼妓は醜業者なるが故に廓を限つて居らしむるといふに反し、藝妓は自由に自働車を驅つて市中を歩き、時には手古舞を演じ、貴顯紳士の邸宅にも出入し、大官名士と竝んで寫眞に寫り、其酒宴を助けなどするのである。これをみれば、彼等は義太夫語りや、俳優や諸藝人の類てなければならぬ筈てある。

□實際の事實は如何

然し乍ら事實は全く反對であつて、刑法第百八十二條には「營利の目的を以て淫行の常習なき婦女を勸誘して姦淫せしめたる者は、三年以下の懲役、又は五百圓以下の罰金に處す」とあるが、此は殆んど空文であつて、藝妓となつてゐる婦女は日夜其身邊を凡ゆる危險で取卷かれてゐる有樣である。一二の例を擧ぐれば小石川白山下の貧民窟に居る伯父が、大病に罹つたからといつて、十五歳になる姪を、四谷荒木横町の藝妓屋にやり、兩親の無い可憐な小娘は僅か百圓の身の代金と其生命を取替えられてしまつたのである。彼女は三四ケ月三味線の持運び、女中代り等をさせられ、少し三味線を覺えると、未だ藝妓鑑札も出ないうちに「水揚げ」と稱して或醫師に弄ばれたのてある。彼は五十圓を支拂ひし由、斯くする事數回、藝妓屋は忽ち數百圓を握り、少女は病氣になつてしまつたのである。彼女は病が少しよくなれば再び同じ事を繰返えさなければならないからといつて救世軍に救を求めて來たのである。

又今一つは、十六歳になる神樂坂のある藝妓が或夜十二時頃に待合から呼ばれたので、行つてみると、醉つた成金が待つてゐて醜行を求めたので、彼女は裏から逃げ歸つたのてある、すると翌朝其待合から彼女の抱主の所に「大事なお客を置き去りにして歸つてしまうやうなことなら最早やお前の所からは呼ばぬ」といふ强硬談判が持ち込まれた。そこで彼女は抱主から、水菓子ても持つて詫びにゆけと三圓を渡されて其上僞りの口實をも敎へられたのてあつた。然し彼女は救世軍に逃げて來たのである。實際斯の如き事實は實に夥しいのてある。

□不審な點

（一）公娼國なり、何故藝妓の散在を許すか

斯くの如き事を考ふる時、自ら種々なる疑問が起り來るのてある。世界の大勢は公娼存置に反對し、我國てはシンガポールの醜業婦一千二百人が、英國官憲から送還されたといふやうな事もある程てある。それにも係らず、我國に於ては集娼的公娼を認めてゐる上に尙ほ此の公然たる散娼を存置するは如何。東京丈けに就て見ても、實業の中心地てある日本橋、京橋邊には葭町、柳橋、檜物町、數寄屋町、新橋、新富町があり、學生の最も多い神田本郷牛込には神樂坂、富士見町、飯田河岸、湯島天神等あるが、卽ち帝都の東西南北到る處に設けられてゐるのてある。

（二）何故人身賣買を許すか。

我國ては明治五年以來人身賣買は禁ぜられてゐる筈てあるが、事實に於ては、前借金といふ身の代金を以て人身賣買が

Digitized by Google

Original from COLUMBIA UNIVERSITY

行はれてゐる。「勞働は商品にあらず」といふ現代の社會に尙ほ人の子を賣買する野蠻が行はれてゐる有樣である。金錢は營業に關係なしと言ふか、ては無藝無智の婦人に幾百千圓を無抵當て貸す者は餘程の愚者に違ひない。私は非人道、不道德なる利慾を目的としてなさるゝ前借金を禁ぜよと叫ぶ。これを禁ずることによつて藝娼妓の制度を瓦解せしむる事が出來ると考へるのてある。

（三）何故養子制度の濫用を罪せぬか

養子緣組に關する契約書の甚しいものになると、「同人の將來の職業に就いては甲者（養母）の指命に任せ、假令藝娼妓其他如何なる業務に從事せしめらるゝとも乙者（實母）に於て必らず異議若くば同人連戾し方の口實となさゞる事」といふやうな箇條のあるものがある。斯樣な契約は、多分出る所へ出たならば「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行爲は無效とす」といふ民法第九十條によつて無效になるかも知らないが、さうした契約をなし、或はさせられる人々は多くの場合、一々辯護士に依賴して出る所に出ない人々なのてある。故に養子緣組の濫用は、非常な奇妙なものとなつてゐる。現に赤坂邊の藝妓屋には數十人の養女を持つてゐる者が居り。中には、著名の政治家にして其金主となつてゐる者さへあるといふ事てある。

尤も大審院の判決例には「親となり子となるの意志毫もなく、唯營業上の手段として緣組したに過ぎざれば民法上の養子緣組にあらず」とあるけれ共、養女とさるゝ彼等は、小さい時分から、その樣な事を考へることの出來ないやうに薫陶されてゐるのてある。

玆に兒童虐待の最も甚しい一例がある。先年大連てあつた事實てあるが、二人の小女が頻りに芥箱にある芋の尻尾を漁つてゐたので、救世軍の士官が事情を尋てみると、姉は十三妹は十一て、二人共に藝妓屋に賣られたのてあるが、藝をよく覺えないからとて打檻のため食物を與へられないのだといふ事てある。「お母さんは？」と聞くと「亡くなつた」といふ。「お父さんは？」と聞くと「四人の中のどれのことか」といふ。彼等は次々に轉賣されてゐたのてある。

（四）何故少女の强姦を許すか。

娼妓の年齡は明治卅三年に十六歳から十八歳になつたのてあるが、藝妓の方は十二歳から許されてゐる。此點からみても、藝妓は醜業を營まぬものと認めやうとしてゐる事は明らかてある（事實は正反對てあるが）少し古くはなるけれ共、藝妓の年齡に關する大正七年末の統計を見ると、

十二歳未滿	四二八	十二歳—十八歳	九、九七〇
十八歳—廿歳	二、四五五	廿歳—廿五歳	一四、一八五
廿五歳—卅歳	六、六二二	卅歳—卅五歳	三、三七四
卅五歳—四十歳	一、六七六	四十歳以上	一、四五一

總計五萬九千百六十一名てあつて、此中十八歳以下が三割四分强、卽ち三分の一以上てある、廿歳以下が五割四分强てある。

これをみれば、娼妓年令の標準にすれば三分の一は許されぬ事になり、外國の二十歳をエージ、オブ、コンセント、卽ち婦人が醜業に同意し得る年齡とする標準によれば半數以上は

許されぬことになるのである。然るを幼若なる婦人を陷れて色情狂の玩弄物たらしむべく設けられたる制度、これは卽ち今日の藝妓制度ではないか。

(五)何故親權亂用者を處分せぬか。

民法第八百九十六條に「父又は母が親權を濫用し、又は著しく不行跡なる時は裁判所は子の親族、又は檢事の請求によりて其親權の喪失を宣告する事を得」とある。けれ共、親權の亂用は幾らても見遁しにし、それのみてはない、却て、子供が厭がるのを警察が應援して捕た、就職といふ事をして强制的に醜業の犧牲とする事は幾多の事實が證明してゐる。ガンヂス河に子供を投じた印度人の蠻俗以上が我國に行はれつゝある有樣である。

(六)何故藝妓の跋扈を許すか。

警視廳の藝妓營業取締規則執行心得に營業者に命令すべき事項として

一、目立つ可き扮裝をなし道路を徘徊せざる事

二、藝妓たる事を表示し、又は表示すべき手段を取り、若くは取らしめ、演藝の公開場に出演せざる事

三、藝名を記載し、又は藝妓たる事を附記したる氏名等を以て、廣告其他之に對する行爲をなし、若くは爲さしめざる事

とある。けれ共此が殆んど空文に等しい事は明らかである。ある外人が、流石に皇室のお催し等には出ないが、其他の一切の宴會には藝妓が出るといつてゐる。蒼白い顏をした多くの淑女は藝妓に狂する夫の爲、子の爲に憔悴しつゝあるのである。將來に子孫を害し、現在に社會を亂すものは藝妓である、

□之を如何にすべきか

(一)藝妓を藝人たらしめよ、然らずんば娼妓として取扱へ。

藝妓を藝人たらしめよ、さもなくば全然娼妓として取扱ふがよい。公娼制度をとる事が我國政府の方針であるならば、これをも亦公娼としたらどうか。又これを私娼とするならば、下水同樣に社會の裏面に隱蔽すべきである。

私が藝妓を藝妓たらしめよといふのは、藝妓を藝人たらしめよといふことである、表面如何に飾るとも事實に於て賣淫婦であり、その取締りといふものは全く出來てゐない狀態である。東京市中(郡部を除く)藝妓の數は八千五百五十四人てある。これが一日一人の客を迎えるとして一年には百五十三萬九百二十人てある。而も賣淫のために檢擧されたものは一人若くば二人よりない。過去數年に遡つてみても、一ヶ月二人以上は罰せられなかつたらしいのである。藝妓が表面を僞つて賣淫する事が惡いのみならず、第一酒の酌をする事がよくない。元來婦人と小兒は禁酒の味方であるのて禁酒は今日眞面目な問題である。斯樣な男に酒を呑ませて墮落させる婦人が我が國には多數ある。卽ちあるが、藝妓六萬、娼妓五萬、酌婦六萬餘其他にも之に類似した婦人達が三萬位はゐるのである。而して總計十七萬あり、一方高等女學校以上の學生は十一萬餘に過ぎない狀態にある。

(二)需要者を警戒せよ。

ある人が、待合入りをして藝妓を弄ぶ人に「七忘れ」があるといつてゐる。(一)身分職業を忘れ、(二)お客たる事を忘れ、(三)年齡を忘れ、(四)時間を忘れ、(五)恥と外聞とを忘れ、(六)風紀衞生を忘れ、(七)家庭を忘るゝ事てあると。

要するにこの藝妓制度は當時代の遺物である。故にこれを過去と共に葬り去らなければならない。而して禁酒問題と同じく、私は今後の青年諸君に希望を持つてゐるのである。

(二)婦人の自覺を要す。

私は玆に特に婦人の自覺を希望し、高き見識と覺悟をもつて家庭を治め、社會に對することの出來る事を望むのである。と同時に、醜業を營んて居る者も、悔改めて正しい道に入らうとした時には快く此を助ける同情と、理解があつてほしいのである。

(四)社會の廓淸

曾て新渡戸博士が何かの委員に擧げられた時、藝妓をある會合に招く事に反對された時、他の人々は、それては殺風景て淋しかないかと言つた、その時、博士は、「若し私が藝妓を呼ぶ事に賛成するやうならば諸君は果して安心して其子女を託せらるゝか」と言はれた事がある。

我等は貧しき家庭の子女等を人道に外れた、不公平なる制度の羈に束縛し、此を犧牲にして省みない國民であらうか。種々なることを思ふにつけても、私は眞に活ける宗敎の宣傳が殊に大切である事を思ふのである。

Digitized by Google Original from COLUMBIA UNIVERSITY

道德の進步とその將來

一條忠衞

一　現代道德觀

道德は何時の頃から起つたかと云ふことは殆ど決定の出來ないことである。善といひ惡といふ意識は何時の頃から事實となつて現はれて來たか。これは良心起原論に關係することであつて、今尚ほ學說が一定して居ない。良心は經驗的のものであるか、生得的のものであるか、その二者を調和したものであるか、今尚ほ倫理學上の問題に屬して居る。

今日吾々は現代の社會的生活に對して、道道が腐敗して居ると嘆じたり、社會が墮落して居ると憤つたり、社會の改造を要すると高調したりして、極力正義人道の實現を仰望するのである。さて斯かる道義の觀念が人類に生じたのは如何なる事由に基くかといふに、その道義が時代と與に變遷發達して來た史的文化上の比較的觀察の結果である。先づ人類の史的起原を五千年前とすれば、埃及や印度や支那に發生した人類の歷史から推斷して、上古、中古、近世、現代の社會的生活の中に繼續的に現はれた道德的觀念の推移を想像したものである。然らばこの人類五千年間に於ける道德の消長發達は果して如何なるものであるか。これを東西の道德史や古今の倫理學說に徵して判斷すれば、實に一進一退であり、遲々として進步しない、或る部分から見れば明に退步して居る事實もある。大海を橫切らうとして出掛けた小舟が、風波の爲めに連日連夜に亙つて洋上に飜弄されて居る有樣に似てゐる。船長も船客も無暗に進路の打開にあせつて必死の働きをして居るといふ狀態が、能くこの現代の道德的生活に似て居る。吾々はこの現代の道德的生活に現はれたる不完全なる事實を見るに忍びず、その不安なる生活に定住するに堪へず、頻に高遠なる理想を標榜してこれを決開しようと試みるのである。これは人類五千年の間何時の時代にも行はれ、那邊の土地にも行はれ、而も日に日にこれを新にして瞬時も餘裕が無かつたのである。紀元前六世紀に孔子といふ人が支那に生れて、紀元前二十三世紀の堯舜の道德儀禮を祖述したのも、現代の基督敎徒が今より二千年前の基督といふ人の試みた猶太敎の道德改造論を祖述して居るのもその結果である。爾來道德の理想は絕えず追求され、善惡の標準は頻に改廢され、倫理運動は天下到る處に行はれ、道德の修養は如何なる日と雖も叫ばれぬことは無かつた。

然るに道德の進步は遲々として進步しない。ノアの時代に洪水で浚ひ殺さなければ仕末に終へなかつた紀元前三千年頃の人民に較べて劣るとも優らぬ連中が今尚ほ夥しいのである

Digitized by Google　Original from COLUMBIA UNIVERSITY

が、紀元前五世紀の人ソクラテースの德行に比して遜色のない人物を今この現代の社會に指摘することは容易てない。桀紂やネロ皇帝の惡虐よりも更に一段恐るべき程度の惡行を列擧することは困難て無いけれども、ワシントンやリンコルンの美德に對比すべきものを求めることは困難てある。併し乍ち代議政治の如き、軍備制限の如き、普通選擧の如き、女權擴張の如き、勞働者優遇の如き、禁酒運動の如き、小供や動物の虐待防止運動の如き、廢娼運動の如き、慈善事業の如き、擧げ來たれば凡て人類の人格權の擁護に關する道德は著しく進步して居る。人類五千年間の道德史を繙いて見ても、この種の倫理觀念やその社會運動が今日ほど盛大を極めたことは無い。これは全くルネッサンス以來の傾向てあつて、個人の人格的覺醒に本いたものてある。

けれども、此の近代に發見されたる人格の觀念は、現代人の總に自覺されて居るのては無い。極めて少數な人間に限られ、叡智のある者に限られて居る。道德上の思想や德育の敎養に趣味のある熱心の深い祝福された人に限られて居る。それは學者の中にもあり、政治家の中にもあり、實業家の中にもあり、勞働者の中にもある。けれども人生の目的が何てあらうと頓着せず、善惡の標準が何てあらうと拘泥せず、自己の人格が何てあらうと問題にしない無智の人民には意識されて居ない。それを意識して居るのは特別の人々に限られて居るので、大多數は今尚ほ無意識の狀態に居る。それが爲めに人類の人格權に關する倫理運動は容易に實現されない。不義大罪は白日に公然と行はれて居る。それが爲めに孔子の仁も基督の愛も、釋迦の慈悲も、最早二千年以上も傳道されてゐながら、未だに以て實現されて居ない。聖人の金科玉條も小人の身に取つては瓦礫に異らない。私利貪慾な極惡非道の人間が全世界に亘つて跋扈して居る。他人の憂患はこれを喜んで自己の悲痛はこれを人に訴へて哀を乞ふ、他人の幸福はこれを損傷しても、自己の幸福を追つて居る。他人の滿足はこれを蹴飛ばしても、自己の滿足を求める。他人の歡喜はこれを奪ひ取つても、自己の歡喜に耽らんとする。弱者の生命はこれを絕つても、自己の長命を念ずること甚だしい。これは實に現代の全世界を通じて人類に行はれてゐる道德の暗黑面てある。

二　動物倫理說及び相互扶助說

上述の如く、人類に於ける現代の道德は光明的方面もあるけれども、亦た暗黑面もある。そして人格の觀念はこの暗黑面の存在によつて、行き詰つた形になつて居る。丁度大陽の表面に黑點が現はれてそれが擴大すれば、地球上の氣象を一變して風雲を卷き起こすやうに、人類の良心に暗黑面を生じてそれが擴大すれば、人格を一變して悖德汚行の罪人に化する。けれども道德上の暗黑面は太陽の黑點のやうに必然性のものては無い。それは性惡說の誤つて居る限り、善惡二元論の間違つて居る限り、眞理として信ずるに足るものてある。至善は人生の目的てあるが、惡は決して目的てはない。縱令惡は現實の存在てあるとしても、理想としての實在てはない。人類の惡は永久的のものては無い。吾々は惡を社會に要求す

Digitized by Google
Original from
COLUMBIA UNIVERSITY

るものでは無い。否なこれを絶たうと欲する者である。吾々はこれを絶ち得る可能性を銘々の人格の中に有して居る。これが人間の特性で他の動物には見る事の出來ない點である。

　然るに進化論的倫理說を奉ずる人々には、道德を人類以外にも擴張して、生物一般の生活原理として、自然陶太の要求であると見做す者がある。英國のスペンサーの如きはその一人であり、それに共鳴した露國のクロポトキンの如きもその一人である。スペンサーの說に依れば、倫理といふものは動物にも存するのである。人間の行爲といふものは最も廣い意味で言ふ所の行爲の一部分であるから、他の部分の行爲を分擔して居る動物に倫理の存することは明であると見たのである。スペンサーの倫理說に依れば、善といふ行爲は人類にあつても動物にあつても、その生命を長くし又豐富にしてこれを完全たらしむる所の作用である。故に人類以外の動物でもその結果を生ずる所の行爲は善であると見たのである。そこでスペンサーは動物の社會に存する公正の德まで主張して居るのである。然るにクロポトキンは更にこの說を敷衍して動物の相互扶助說を提唱したのは有名なことである。その說に依れば群棲を爲して居る動物は生存競爭のために相互に扶助を爲して居る。そこには社會が存在して生活の掟として共生共存を原理として居る。相互に扶け合つて親愛の中に生活して居ることは、到底慘忍悲道の罪惡に落ちて居る人類の遠く及ぶところで無い。人間も須らく此等の動物に見倣つてその智德を修養すべきであると說いたのである。

　今此等二氏の主張を考察するに、何れも憶說に捉はれた假究の言である。人間の道德觀念によつて動物の意識を想像した反映に過ぎない。人間の道德的意識は動物の心に投射したものである。人間ならばその道德的意識は普遍的に共通であるから、何人の良心に於ても道德の實在を同一に體驗することが出來る。道義の觀念は暗默の間に成立して居る。假令五千年前の原人でも今日の人類でもその間に同一の普遍的人格を共有して居る爲めに、道德思想の交通が行はれることによつて自他の道德的觀念を直視することが出來る。然るに人類が動物に對する場合には異つて居る。鳩に三枝の禮あり、烏に反哺の孝があると言はれるのは、人類の道德的意識の模寫的投影に外ならないので、鳥の意識と同一の體驗を得て居る實任ではない。此等の說は蓋然論であつて、心理的な實驗論ではない。公冶長が鳥の言語に通じたと傳へられて居るのも、いゝ加減な傳說であること勿論である。君子は怵惕惻隱の心に長じて居るから、鳥獸の鳴聲を聞いてもその意中を思ひ遣ることが人よりも優つて居ると云ふに外ならない。

　若し動物に道德の存することを立證しようとするならば、道德上の行爲なるものに就いて一通り先決した上でなければならない。スペンサーのやうに直ちに生命を繼續することや豐富にすることが善であるなどと獨斷するは早計である。行爲といふものは至善の觀念卽ち生存の理想や目的を自覺して、その價値の標準によつて志向より動機を選擇して、自由意志によつて決定の責任を負ふ動作である。然るに斯かる事實が動物に存することを立證するには頗る困難であると云ふよりも、今日の學問の狀態では絕對に不可能である。蟻や蜂

6－754

に至善の觀念があるか、彼等が生存の意義を人間よりも以上に自覺して居るか、自由意志によつて責任的に動作することが孔子やソクラテスを凌駕して居るか、これは人間の意識では斷定の出來ないことである。彼等の動作が良心の無上命令によつて自我を實現して居る大聖の行爲に等しいものであるか何うか。何人もこれを決定する鍵を有つて居ない。社會的生活を爲して居る或る禽獸虫魚の動作が、人類の相互扶助の道德にぴつたり合つて居るとしても、反哺の孝に該當して居るとしても、それが人類の模範であり理想であると思つて、それを羨望するなどは滑稽極まる早我點である。蟻や蜂が團體的生活を實現して人間のユートピアとする所を發揮して居るのに、人類は同胞互に墻を結んで攻め鬪つて居るのは彼等よりも劣等だと見るのは道德觀念の錯誤に基いた過賞である

丁度月夜の美觀に捉はれて月宮殿を讃美する心持と同一であつて、寒冷枯死の沙漠である事實を無視したものに似て居る。又た人類の道德的意識より動物倫理を主張する人々は、この地球上より大陽系統以外の星を觀測して移往を試みんとするに譬へることが出來る。この地球を穢惡奪倫の地であると罵つて、極樂淨土を天界に求めんとするに異らない。然るに大陽統以外のもので、最も近い星ですら、一秒三十萬キロメートルの光りで四年半を要すると言はれて居る。假に大陽の虚空に於ける運動一秒二十キロメートルの速度で一直線にその星の方向に向つて出發したとしても、約七萬年を要すると言はれて居る、人類の意識から動物の意識に向つて、無線電信でも好いから言語が通じて互に至善を談じ、理想を論じ、自由や責任を主張するやうになれば、彼等の謂ゆる相互扶助の道德は人類の道德に飜譯されて思想の源泉になるかも知れないが、それには幾百萬年を要するか解らない。そしてそれは人間文化の與り知る所では無く、專ら彼等動物が自發的に人間の文化までに向上して來なければ出來ぬ相談である。

人類の起原と目されて居る類人猿から現代の吾々までに進化するのに約五十萬年を經過して居る。卽ち新生代の初期に當り、第一氷河時代を現出した頃から原人が生じたとすれば、道德もその頃から萠芽を生じたと見なければならない。極めて單純なる道德的意識の端緒が今より五十萬年前に發生して、それから四十九萬五千年も經過して初めて有史時代となり、埃及や印度や支那の社會文化に於て相當に發達したが、十三世紀の頃から漸く個人の覺醒となり人格の觀念を生じて爾來約七百年を經過して今日の道德思想を現出したのである。それで現代人の道德は過去の人類が大凡四十九萬九千三百年間もかゝつてやつと出來掛つた人格の觀念を、ざつと七百年ばかり練習したり宣傳したりして見たに過ぎないのである。眞の發達はこれから後である、七百年と云へば人間の壽命から云つて一寸長いやうであるが、四十九萬九千三百年に比較すれば九牛の一毛に相當して居る。人類に人格の觀念が生ずるまでには斯樣に長い歲月を要したのであるから、これを更に普及し改造して完成の期を求めるまでには幾春秋を要するか殆ど想像を許さぬ問題である。相當に長年月を要するものであるか、或は既に出來上り掛けて居るのであるから、些かの修正を加へ宣傳を巧に遣れば、最少限度の年月で案外

Digitized by Google
Original from
COLUMBIA UNIVERSITY

の成績を現はすかも知れないのである。これは人類に於ける將來の道德をトすることであつて、一片の想像に過ぎぬから當ての知れないものであるが、意味は頗る深長な問題である。要は唯だ吾々が將來の道德に對して、內央に燃えるが如き光明を認めて、確乎たる信念と斷乎たる決心とを以て進めば足るのである。何も動物倫理を眞似るの必要もなく、相互扶助の生活を讃美するの必要もなく、各自がその人格に有する可能性を發揮大成すれば能い。況んや至善の觀念を描き、人生の目的を自覺して、その價値の標準によつて志向より動機を選擇して、自由意志によつて決定の責任を負ふ人格者の行爲は、宇宙間如何なるものに對しても恥づる所がない。

三　人類に於ける將來の道德

人間は原始人類から大凡五十萬年を經過して、漸く現代の道德的生活に入つたのである。中にも人格の觀念を基礎付ける爲めに、その大部分を費して居るのである。然るに現代の道德的生活を見るに、頗る幼稚なものである。黃色い卵に毛の生へた雛つ子ぐらゐなものである。私はこれを人格の曙人と名付けたら何うかと思ふ。二千年も前に孔子のやうな、釋迦のやうな、ソクラテスのやうな、基督のやうな聖賢が若干出來たとしても、大多數は無智蒙昧な人格の曙人である。カントのやうに人格を高調して眞正の意味に於てこれを自覺した偉人が居るとしても、大多數は尙ほ自覺のない凡俗である。それ等の事實は世界到る所に於て山積されて居る。

先づ代議政治は個人の覺醒に本づいた道德政策であるとしても、佞奸邪智の者に惡用されて政權の爭奪となり、愚民の間には賣買されて悖德醜行の機關となつて居る。法律は常に有產階級の爲めに用されて財產の保壘となり、免れて罪なからしめ、無產階級をして奴隷の扱をして居る。驕慢と榮華淫佚とは、有產階級の常習となつて、利權獲得のために國際間に紛擾を惹起して居る。大戰の災禍は時々見舞つて正義人道の志士を顰蹙させる。國際聯盟が生じ、列國の協調が行はれ、外交の辭柄としては軍備を制限することを宣揚しても、裏面でその充實を計り、武を練り劍を磨いて怠らない。婦人の地位が大に解放されたと稱しても、未だ婦人の政黨もなく婦人の內閣もなく、男女平等の法制を確立するに至らない。殊に未開の諸國に至つては今尙ほ男尊女卑、男天女地、男外女內の思想により、女子は奴隷の如く牛馬の如く男子によつて賣買され飜弄されて居る。勞資の協調が行はれ、勞働組合が認められ、その決議權が容れられても、尙ほ兩者の圓滿を缺いて共產主義に傾き過激思想に走つて、天下の人心をして動搖せしめて定住する所を知らない。或る國では禁酒令を布いて風敎の刷新を圖れば、或る國では盛にこれを釀造して蜜輸出を企てる。或る地方では廢娼を實行して貞操の賣買を禁止すれば、或る國では大に遊廓や藝妓屋を新設して反つてこれを奬勵して居る。その他、殺人、强盜、詐欺、姦通、賣淫、輕薄、僞善、虛榮、不眞面目、無責任、薄情、不遜、奢侈等數へ切れぬほど多くの罪惡が箒で掃き出す塵のやうに石鹼で洗ひ流す垢のやうに出て來るのである。

斯樣に人類の道德は既に五十萬年も經過して居るが、常に

潮水のやうに一去一來し一進一退して消長常なく、實に脾肉の嘆に堪へぬ事ばかり多い。けれども、これは人類の道德が未だ進歩の道程にあるものであつて、人格の曙人には免れ難いことを立證するものであつて、人格の觀念が徐々に發達して居ることを話るものである。それで吾々は各自の短い壽命を尺度として、永遠に發達して止まざる道德といふ人類の大事業を速斷することは誤つて居る。人類は今後幾百萬年の間經續するか知れない。縱令、太陽の熱が冷却しても更に有力なる赤熱を製造して進むに違ひがない。そして人類の存在する限り道德も亦た必要なことは申すに及ばない、善を選んで行ふことが萬人の習慣となり、心の欲するところに從つてその矩を踰えざる絶對的品性に化したとしても、それが個人の自由意志に發する人格的價値であつて自然界の機械的現象でない限りは、道德は燦爛たる光彩を放つて人類の永遠に進展する唯一の道案内者であることを免れない。人類がその種族を存續して文化の無限に開拓される限り、道德も亦た人格の絶對價値を發揮して無上大法として同伴すること疑ふべからざるものである。否な單に影の形に添ふが如きものでは無く人類の進歩とは道德それ自身の内面的發展を指すに外ならない。人類の存在とは道德そのもの、實在を言ふに外ならない。

これは實に道德が吾々の人生に於て、その至善を示し、目的を供し、理想を追求させて、人間の人間たる所以の資格を發揮させるからである。それで道德を離れて人間はなく、人間の人間たる資格を離れて人類がないのである。だから既に道德が五十萬年を經過したにも拘はらず、その進歩の遲々として生温いにも拘はらず、過去の人類社會は一日としてその道德を行はぬことは無く、これを廢棄して安心を得た經驗は無かつたのである。如何なる極惡非道の罪人と雖もその良心の聲を聞くときは、靈感して懺悔せぬ者はない。道德は時に腐敗しても、時に蹂躙されても、正義はこれを匡正して行く。強者は弱者を虐げて奴隷とするとも、人道はこれを救濟せざれば止まない。虛僞を以て人を欺き、破廉恥を以て世を渡り權力を以て成功と心得て居ても、至善の標準に照して見れば糞土の値打もない。常に貪婪を旨とし自己の名利に汲々たることを以て人生の榮達と心得て居ても、人生の目的から見れば焦熱地獄に陷つた業人である。道德は人類の目的を實現する爲めには缺くべからざる食物である。吾人の人格は道德を營養として發揮されるのである。朝に夕に至善に鑑み、四時これを最善の手段によつて實現して、始めて人間の人間たる資格は成就されるのである。けれどもこれは必ずしも大德を以て一時に成就さるべきものでは無く、小德を積んで一生涯の間に成就されるものである。

それで現代の吾々が各自に有つて居る人格といふものは、人類が過去五十萬年の長年月に亘り遲々たる進歩ながらも努力に努力を重ねて修養して來た、その總果の一端を賜物として分與されて居るのである。だから徒にこれを放擲して、人生の至寶を無用に委ねることがあつてはならない。現代に於て各自に存する人格の觀念や善惡の判斷や自由意志や正義人道の精神は、縱令幼稚なもので不甲斐なきものであつても、或は見下げ果てた穢惡なものであつても、尚ほこれを愛護し

Digitized by Google
Original from
COLUMBIA UNIVERSITY

て生氣を吹き返へさせて、決して自暴自棄に陷らぬことが肝心である。假に自己が心中の賊に負けて、我が思ふ所と行ふ所とが衝突して痛ましい悲哀を感じても、尙ほ一層志氣を皷舞して人生の大業に向つて邁進しなければならぬ。

殊に吾々が現代の社會生活を客觀的に見た時に、社會道德の不完全なることに愛想をつかしてはならない。特に社會正義を曖昧なものと考へたり、道德的制裁の有無を疑つたり倫理を賴み甲斐ないものとして蔑視したりして、絕望の淵に沈むことは早計である。就中、社會道德の改造を目論んで倫理運動を始めても、その實現の容易ならぬは愚か、佞人のために遮ぎられ、奸人のために陷し入れられ、惡魔のために危害されることがあつても、決して降參してはならない。自己の生命はこれを道德のために獻げ、五十萬年以來建設し來つた人格の竣功のために努力し、常に十字架を負ふて進まなければならない。斯樣にして獻身的努力によつて築き上げた人類の人格は、遂に人類の無限的發達の上に蓄積されて遂に一大習慣となり、人類悉くその心の欲する所に從つて矩を踰えざる絕對境に度達して、人類の究意的目的の中に吾々が人生の目的を達成することが出來るのである。これは決して謂ゆる動物倫理や相互扶助のやうに人間の曖昧な反射的憶說では無くして人格的觀念の完成によつて自己の人格を實現する自由意志の統一的作用に由來するものである。

吾々が倫理道德の研究に從事したり、その社會運動に奔走したりする時に、自分の研究や運動が如何ばかり人類の道德に影響するかを怪むの餘り、自分等のやうな力のない凡人が何を論じたつて騷ぎ廻つたつて、此の世界の大勢が何うなるものでも無いと意地け出して、單なる世間のお附き合ひに過ぎぬ程度に考へることがある。けれども是れは意氣の頽廢した病人の泣き事である。未だ道德の靈感に打たれて奮然起たざるの輩である。道德は實に五十萬年を經過して居る。この間に無慮測るべからざる程多數に亘る無名の義人が、その道德の遲々たる步みに向つて失望もせず落膽もせず、各々その小德を積んで貢獻して來た。ピラミットやパパルの塔を築くに多數の人民が勞力を貢獻したことに較べれば、更にそれに何千萬倍する多數の人民が而もそれよりも更に高遠にして壯大なる人道といふ人生の大殿堂を築く爲めに、その生涯を獻げ盡して從事したことに對しては感謝の辭も見出し得ないのである。文化のまだ發達せぬ上代に當つて、道德の修養やその社會的改造に向つて刻苦精勵して年の老ゆるを知らなかつたことは、一通りならぬ功績であつて。その尊い心勞の結果として漸くにして現代の道德までに進步したのであるから、この貴重なる遺產を繼續した吾々はその勿體なさに感激して夜を日に續いて修德に勉焉たるべき義務があるので、吾々は假令自己の力が如何に小さくとも、それが直接には自己の人格の實現になつて人間の人間たる資格を發揮し、間接にはこの人類の道德といふ大事業の爲めに貢獻して、大衆を引く綱の一筋に加はることを自得したならば、何人と雖もこの現代の道德に向つて一臂を惜む者は無く、常に敢て不德を行ふ者と雖も瞿然として悟り憤然として起ち、億兆相率ゐて向上の一路を指し步て猛進するに至るのである。

是れ實に道德の進步なるものが永遠無窮の流泉であつて、人類の汲んで以て生命とする所のものだからである。

Digitized by Google
Original from
COLUMBIA UNIVERSITY

社會と人の本質的關係

早稻田大學教授　杉森孝次郎

二　社會は意思に基づく協力也
質的協力と量的協力の區分

社會の最も簡單なる定義は、意思に基づく協力であると思ふ。なぜ意思に基づくと言ふ條件を付するかと言へば、單に協力と言ふならば意思に基づかないものを含むからである。意思に基づかないものは社會と言ふ必要がない。宇宙て宜しい。無論協力はしてゐる。大自然としての宇宙、即ち人間的非人間的を含みたる大自然としての宇宙である。如何なる瞬間、空間の存在を捕へても、或る時に於ける其の以外の空間瞬間であつて、過去現在にあることが必要である。宇宙は因果的法則に支配せられてゐる協力である。風が吹いて塵埃が飛ぶ、之も協力であるが、意思されたものではなく、非人間的協力である。それ故に社會の定義を「意思に基づく協力」と簡單に言ふのは正しいが、要するに自然的に對する意味である。然るに意思に基づくもので、實際眞意思に基づかぬものがある。彼の獨佛は五十年程前に相爭ふた。其の結果、佛の敗北に歸した。そして敗北者たる佛國は、已むを得ず賠償等の義務を負擔するのであつて。勿論最初よりの目的として協力した譯てない。兩國が相互に勝を目的として、戰爭したのであるから、その敗北國は最初の豫期に反したことは申す迄もない。

社會の定義は何うしても意思に基づく協力と言はざるを得ない。既に要領は盡されて完全に言ひ顯はされて居る。然らば意思された協力の別名としては如何にして協力を可能とするか、その方法に二つある。一つは質的協力であり、今一つは量的協力である。充分に言ふならば質を同うして目的を同うする。又質を異にして目的を同うする。其の例は坂を押し上ぐる車てあるが。引く人押す人一人て達することの出來ない協力である。又量の方を申すならば家を建つるには柱立、壁塗其の他方法を異にして居るが、家を建てる目的は同一なるが如きを指すのである。組合の內的關係は量的關係であり外的關係は質的關係である。組合員は目的を共通に有して居る。例へば普通選擧期成組合があると假定すれば、同志の關係は量的關係て、一人ては不足であり、多數の人を要する、外的關係は質的協力の場合である。組合は一つだけては社會の全體を形成し得ない。又消費組合が出來ればその消費物の價額が下がり、生產組合が起ればその生產物の價額が騰る。常とする。組合は生產組合の存在を條件として發達する學者、藝術家、信仰家の組合は、一つの社會に存在する限り質的協力であり、廣き意味に於て分勢の原則に適合する。

Digitized by Google　Original from COLUMBIA UNIVERSITY

國家と他の組合との異れる諸點
勞働組合は國家と個人の中保者

社會の內容は何であるかと云ふならば、組合と習慣に支配せられざる個人的關係である。其の內の組合は色々の方法に於て可能にせられて居るけれども、一つの分類方法は組合の目的は單數であるか複數であるかと云ふことである。敎會、勞働組合は目的を一つにして居る。少なくとも現代の事實としては、一見した處複數に目的を有してゐる。國家は一種の組合であるが他の組合との差別がある。國家は目的が數多くある。國家政務の一部を代表する文部省は普通高等の敎育を分擔し、內務省は治安衞生等を分擔し、農商務省は生産消費等を分擔し、遞信省は交通其の他を分擔し、大藏省は歲入歲出その他財産上の任務を分擔し、現代の國家の目的を各々有して居る。一つの目的を有するものを單純組合と稱し國家を總合組合と稱する。國家と他の組合との關係は何うあるべきか研究すべき問題である。又單純組合發達の餘地は充分にある。近代的國家は多くは一民族丈の範圍である。尤も現在數民族を總合して居る英國や日本があり、他方には一民族の或る部分だけで國家を形成して居る伊、墺、洪の諸國がある。

そこでデモクラシーは近代の社會理想となつたけれども、國家は餘りに大きい。立法者と執政者は彼等の意思に依つて法律を制定し、之を專制的に實施するのである。之はルーソーが痛切に感じた一點である。彼れは此少數者の意思を目的とせず、自治を目的とするのである。そして彼れは支配せられたる者は造る人でなければならぬ。行政に於ても同じであると申すのである。又彼れは國が餘り大きいければ六つかしいことに就て陳べた。兎に角ルーソーは一人の研究者として十八世紀に於て既に其の事を陳べたのであるが、近頃徐ろに實現せらるゝのは國家でなく、組合の發達である。今迄の實際を見るのに、多くの國家と個人が對立して個人は餘りに微力であり、國家も關係を個人に繫ぐべきものはない。國家の組織は組合に於て可能である。勞働組合はその最も大なるものであり、國家と個人の中間に立つのである。個人のなすべきことを國家になさしむる中保者となるのである。處が社會的事實の發達は第一原因を個人たる個々の人に持つて居る。自多數の者が一度に發明することは科學的に不可能である。己決定力を有してゐる組合の行動は過半數を全體と看做すのである。若し個々人の創始力を保護しないならば、其の國民の生長發達は不可能である。制度としても此個々人の創始力を保護する方法が必要である。

組合と人との本質的關係
國家よりも偉大なる個人

組合は制裁力に於て國家よりも輕い。即ち死刑や懲役に處する權はない。又組合のメンバースは國家に比して少ないのである。組合は組合員がその意思に背けば除名か脫會の二途に出るのである。制裁力の少ないことが個人の創始力を發達せしむるに便宜である。若し制裁が强ければ止めるのであるが他面に於ては近代の事情として個人の創始力を國家が見ることが出來ぬ。組合は團體であつてそれに屬するものは同じ目的を有するものである。最初は一人かも知らぬが、結局多人

Digitized by Google
Original from COLUMBIA UNIVERSITY

數となるのてある。爰に於てか組合を扱ふことは個人よりも便宜てある。現在の制度に於て一府縣の組合の意見を聞き、全國ならば猶更纏つた意見を聞いて見る便宜がある。それ故に組合のある方が宜しい。又組合は合理的發達が出來るのてそれは生活の機能に由つて必要てある。次に組合と人との本質的關係は何うてあるかと申すならば、社會自身は人よりも小さくある。組合は人の或る部分を代表する方法てある。例へば普選期成組合は、組合員の意識内容又は人格が普選の實現を希望することを代表するのてある。然るに個人には代表せられざる部分が多くある、なぜならば他の組合にも屬して居り又屬し得るからてある。組合は一見大きく見ゆる。そして頭數は多いが質は限られてゐる。組各は人よりも小さい。組合の價値は組合員又は組合員とならん卽ち人の内にある。組合は生活内容の一部分を有するに過ぎぬ。質に於ても一人より少ない。卽ち一人の者が組合數箇に加入することが出來るからてある。

又組合員としての資格を集めても、其の價値はその人の生活内容の全體に達せぬ。一つの可能は國家の最高最大の組合は個人全體を代表することが出來ぬ。人は他人と共通に所有し得ない要素を多少持つて居る。そこが尊い所てある。若し個性に尊いものあることが眞理ならば、組合の代表し得ざる個性が中心となつてゐるものがあるからてある。身體は機械てあるが、人間は機械的聰明てなく、發明的聰明てある。人の個性に意味あるは發明的聰明の如きも其の一つに數へらるゝからてある。創始力は個人が發明宣傳し、總ての人が價値あるものてあることを識認する順序になるのてある。心理的には組合として一度も考ふることがない然らば唯人と共通に認むるばかりかと云へば決してさうてなく、個人の意見に依り共通的となつて成立するのてある。又社會的の内容として習慣がある。習慣は多くの人の持ちものてある。習慣はその紀元に遡るならば、過去に於ては研究、創造、判斷、實驗等に依つて習慣が生き存へたのてある。最初創造的てあつたものが、判斷なしに採用せらるゝ身になるのてある。社會に於ては習慣は社會の經濟を助くることを意味する。そして現在に於ても本能の質を有するので、吾々の中にあるのてある。

▲▲ 動機と結果と一致する人の行爲 ▼▼
社會完成の後に始めて自己完成

組合と習慣を研究して仕舞ふならば、個人關係は組合、制度、習慣となるべき可能を有してゐる。社會は人の内に存在する。又國家は社會にある。社會其のものが、人の内にあることを明瞭に識認したいと思ふ。そこで社會倫理が成り立つのてある。その社會は各の人の内にあるのてある。彼のソクテスが極力主張したる如く、若し自覺が人の目的てあるならば、吾々は自己の内容の部分、而かも大なる部分なる社會の自覺に意を注ぐ必要がある。其の方法は人の自然的てなく、意思のある生物てあるから、人の行爲は動機と結果との間に一致關係が保たるゝ樣に行はれねばならぬ。矛盾は無自覺を意味するのてある。個人の行爲が社會に如何なる影響を與ふるかは、國際上又は階級上の不安に就ても知ることが出來る。自國のみの利益を考ふる富の生産に就ても、筋肉、技術、經營、組織、行爲の結果が社會的てあるならば、動機も然らざるべからずと云はねばならぬ。

今日吾々が新しく注意することの必要なるは、社會が問題となつたのは最近てあることてある。そしてまだ確定したる事實てはない。尙ほ爰に二つの條件がある。その一つは人の價値が判明せぬ以上は社會の價値も判明せぬことてある。道德的中心は人にあると言ふことに就ては、近代社會は十九世紀迄惰性を以てやりとほして來たのてある。西曆千八百五十年を境として、交通が著しく發達して來たので、此時の境に由つて、丸て交通手段があるとないとの區別をせらるゝ程てある、國際的に於ては、十九世紀の初頭產業革命があつて以來、總ての人格の價値中心は國際的事實に依つて定まると云ふことてある。今一つは、人の代表的目的は生產てある。富のみならず、文化的生產、創造ても宜しい。所謂自覺に自己實現てある。例へば講演者は生產者傍聽人が消費者てある。社會は消費を可能にする。大社會は大藝術を要求する。それ故に大藝術を生產するには消費を先きの條件とする。社會を持たずして自己を有することが出來ない。社會は人の爲めに存し、組合は社會の内に直接し、間接に個人の内に存在するのてある。(講演大要、文責在記者)

同情すべき離婚と同情し得ざる離婚

日本婦女通信社長　佐藤順造

□奇拔なる離婚實例

（實例の一）神田區内に四十前後の某紳士があつた。某會社の會計をしてゐたのであるが、よく家をあける。妻との間に子供のなかつたと云ふにも因らうが、夫である紳士のよく家をあけると云ふに原因して妻は强度のヒステリーであつた。それ故一週間に三回の風波は必ず起る、その都度摑み合ひが始まる。時には撲る蹴るの大立廻りが演ぜられる。そこで近隣の誰彼が飛出して仲裁をすると云つたやうな事が、夫婦の生活そのものであつた。

昨年の十一月頃から夫紳士の家をあける事が愈々激しくなつた。それ故に妻が以前にも增して嫉妬深くなり、ヒステリーを起す事も立廻りを演ずる事もより多くなつたのは是れ又當然の事と云はねばならぬ。終には餘りの事に近隣の人達は愛想を盡かして、仲裁に飛出さうと云ふ物數奇も殆んどなくなつて來た。

十二月も押し詰つた廿五日の午後五時頃、何時になく早く夫紳士が會社から歸つて見ると、こはそも如何に……簞笥から長持、化粧道具等を始め妻が嫁入つて來た時の道具は日和下駄雪駄の類に至る迄、何處かへ運び出されて了つて影も形も見えぬ、當の妻がゐなかつたのは云ふ迄もない。私は或事情から夫とも妻とも昵懇の間柄であつた。それ故早速夫から此事を逐一聞かされたので自分乍ら餘りの事に云ふべき言葉を知らなかつた。そして此場合何方を是とし何方を非とすべきかの判斷に苦しんだ。

（實例の二）麴町區に今年三十六歲になつた許りの某省に勤めてゐる羽振りのいゝ高等官があつた。多少の資產もあつた處から女中の三人も使ひ、何一つとして生活上不自由がなかつたので、四五年前に華燭の典をあげた妻との間に子供丈けはなかつたものゝ、夫婦仲も至つて睦しく幸福な其日々々を送つてゐた。處が今年二十七歲になつた許りの花のやうな美人である妻は、どうしたものか夫に隱れて某大學生と不義の契りを結んでゐる事が夫に知れた。以前から斯うした關係があつたか、乃至は此頃から始まつたのかそれは分らないが、兎に角今度それが或事情から判明した。云ふ迄もなく夫の扂等官は烈火のやうに怒つて撲る蹴るの活劇を演じたが、その儘二人は別れる事になつた。處が妻は流石にさうした理由で別れたと云つては實家へもおめ〳〵歸れぬので、女學校時代に大の仲よしてあつた某級友の處に厄介になつてゐた。

別れては了つたものゝ夫は妻の美貌に心を惹かれて、忘れ

Digitized by Google　Original from COLUMBIA UNIVERSITY

やうとしても忘れる事が出來ない妻にしても遂若氣の至りて斯うした罪を犯したものゝ、夫に對する愛情が全然冷却したと云ふのでもなかつた。そこへ二人をよく知つてゐる某宗教家がまア〳〵と仲裁に入つたので、又元の鞘に納まる事が出來た。

然るにそれ以來夫の心持はガラリと變つて來た。妻が外出すると云つては干渉する。少し歸宅が遲れゝば氣にする。役所から歸つても何か自分の不在中に變つた事はないか、妻を訪ねて來た異性の友達でもないかと、一々詮索する。然し是も元はと云へば身から出た錆とあきらめて、只管に前非を悔悟しては何くれとなく夫の疑惑を解く事に苦心した。ものゝ斯うした夫の疑惑は益々募つて行つた。さては夫は悒欝性に陷り心の狂つた果てには新橋邊へ行つて自暴酒を煽るやうになつた。酒臭い息を吐き乍ら夜明方にブラリと歸つて來る事も度重なるにつれ、妻との間に面白くない暗雲が漂ふやうになつて來た。そしても又しても是が原因で夫婦別れの最後の幕を引く事になつて了つた。

（實例の三）姑との折合が惡い爲めに一兒を殘して離別になつた女があつた。別れたものゝ流石に我が兒の愛に惹かれ、誰に勸められても再婚しやうとはしなかつたが、或年の夏赤痢の爲めに愛する兒が死んで了つたと云ふ事を聞いて、或親戚の媒妁で再婚した。至つて夫婦仲もよく枯木にも花の咲いたやうな幸福な日を送つてゐたが。不幸にも最愛の夫に死別れて又しても離別となつた。今度は子供を殘して妻に死別れた某紳士と結婚したが、繼兒との折合が旨く行かなかつたその

て自分から暇をとつて別れて了つた。四度目には自分から進んで或年若い男と結婚したが、趣味思想が合はないとの理由で今度は男の方から暇を出されて是も又悲劇に終つた。最後には二人の子供を持つてゐる資産家の商人と結婚したが、是も長續きはせず三ヶ月許りで自分から暇を貰つて飛出して了つた。其の時は最早三十七歳の姥櫻でどうにもならぬ。「もう男には懲り〳〵した」と是からは一生獨身で暮らす事に心を決め、生活の獨立をする考へから遙々新潟縣から上京して來た産婆學校の生徒がある。

結婚は何よりも最初が大切である。少し位の感情上の行違ひを苦にして忍耐が出來なかつた日には、到底良縁が結ばれるものではない。二度三度五度と夫を替へ、妻を替へるやうになると離婚などは何とも思はぬやうになる。「いやなら出る迄の事だ。出す迄の事だ」と云つたやうな態度になつては終りである。度々離婚したりされたりした男女はそれが習慣性となつて心が荒ぶ、たゞ感情の動くに任せて事を運ぶ。同情も何もあつたものではない。斯うした成れの果は夫や妻を選ぶのに商品を見分ける心理と殆んど同一で、嚴肅味が缺けてゐるから、到底幸福な結婚生活は得られないと云ふ結果になるのである。

□同情すべき離婚

同じ離婚にも同情すべきものと同情すべからざるものとがある。然らば同情すべき離婚とはどう云ふ事であるかと云へば、大體左の如きものであらうと思はれる。第一は夫と死別

した場合である。然も是れは非常に多い。夫婦仲は至つて睦じく姑との間も極めて圓滿であるが、不幸にも夫に先立たれた。夫の遺兒もない處から嫁した家に止まるべき理由がないそこで餘儀なく離婚となると云つたやうな例は數限りもなくあるであらう。第二は姑との折合もそれ程惡くなく、小姑卽ち夫の弟妹とハ間も至つて親密であるが、不幸にして夫が放埒で妻たる自分を愛してくれない場合離婚となる者で、私自身も斯うした不幸な女を數多く知つてゐる。殊に我國の如き社會制度結婚制度の國に於ては特別に多い。斯うした悲劇を少くしやうとすれば、どうしても從來の如き媒妁結婚を改める必要がある。もつと男女交際を自由にして結婚すべき相手を自分達で選ぶやうにならねば此弊害は除去されない。それ故今後の吾々は此點に就て特に改造の叫びをあげる必要があるであらう。

第四には姑の嫉妬から離婚となる場合である。是れは秘藏息子とか秘藏娘とかの結婚には特に多い。幼さい時から子供が一人であつた處から掌中の珠と賞て乍ら育てゝ來た、それが嫁又は婿養子を貰つた爲めに、自分の所有と思つてゐた愛兒が新たに這入つて來たそれらの配偶者に奪はれて了ふ。子供の愛情が自分から離れて他人の方へ遷つて行くのを見ると遂嫉妬が起る。是れは非常によくない事であるが、人情の弱點でどうも仕方がない。斯うした事が原因で離婚になつた者も數多くある。實に氣の毒な事と云はねばならぬ。第五は身體に異狀のある事を發見された場合で、云ふ迄もなく多く生理的缺陷である。是は男子よりも婦人の方に多いやうに思はれる。

第六は生れた家が資産家であるから何かあれと結婚して置いたら利害があるだらうと云ふ、狡猾な考へから結婚する男性がある。然し愈々結婚して見たものゝ持參金も持つて來ない。何等の利益も齎して來ない。却つて相手が資産家である爲めに交際倒れがする。と云つたやうな事から離婚の宣告をうける不幸な妻がある。こんな事をする男は殆んど取るに足らぬ小人物であるが、然もさうした人物が可なり多いのであるから厄介至極な話である。第七は是れと關連した事であるが、妻たるものゝ生家をあてに結婚し散々それから利益を絞りあげたが、或事情から生家が落魄してもうどうにもならぬと云つて妻を離婚して了ふ。斯う云ふ人物に引つ掛つたが最後、妻たる者は全く浮ばれぬ。

第八は子供のない爲めに離婚となる場合である。是れは儒敎の所謂「七去三從」の說から來るのであらうが實にお氣の毒な話である。時代が新しくなるにつれて斯うした過つた離婚はなくなつて來るだらうと思ふ。第九は理由なく離婚となる場合である。西洋人が聞いたら「そんな莫迦げた事があるものか」と目を丸くするかも知れないが、然も我國には斯うした莫迦げた離婚が數多くあるのだから驚くの外はない。夫婦仲もいゝ、姑に對する務めから云つても弟姉に對する親切から云つても申分がない。女の技藝は何一つ不足はなし、それでよく働く、他人に對する交際も至つて圓滿である。何處から云つても不足はないのに、「家の嫁は何となく氣に喰はぬ」位の理由で離婚になる。こんな不都合な事が通用するや

Digitized by Google
Original from
COLUMBIA UNIVERSITY

うでは女だる者は全く浮ばれぬ事になるから、何とか改めなければならないと思ふ。

第十は正義を主張して離婚となつて場合で、不正不義權謀術數が公然行はれてゐる社會と家庭には、此種の離婚は偶に見うけるのである。第十一は誤解されて離婚される者で、是れは重に性の問題に關した事が多い。夫の不在に若い男が訪ねて來たとか、住所不明の怪しい手紙が舞込んだとか云ふ事から誤解をうける。殊に美しい女であれば結婚する以前に或男から懸想される事もあらうから、戀の協はぬ遺恨から種々中傷される。さうした事は可なり多いのである。

以上は大體に於て同情し得る離婚であると私は思ふ。

□同情し得ざる離婚

次に同情し得ざる離婚としてあぐべきものは、第一に不義をしての場合である。是れは人一倍美人である女、水性の爲めに兎角男子の誘惑にかゝり易い女、年上の夫を持てる女、夫と趣味の合はぬ女に多い。前者の場合は持つて生れた美貌と性質であるから、或點迄は矯正する事が不可能であるかも知れぬが、充分の注意をする必要がある。後者の場合を想像すると又しても私は我國に於ける男女交際の不自由と云ふ事を嘆ぜざるを得ぬ。第二は盗み心を持つてゐる爲めに離婚となつた女で、是は説明する迄もなからう。第三は姑に仕へぬ爲め離婚となつた場合である。昔の女には斯うした事が尠かつたらうと思はれるが、近代のやうに女子教育が發達し、自我思想が浸潤して來ると斯う云つた離婚が非常に多い。今の女は餘程理知的になつて來たから「上官の命令は其の事の如何は問はず直ちに是れに服從し」と云ふ同一の筆法で是が非でも姑に服從はせぬ。だから無論こんな野蠻な風習は姑自身も改めねばならぬが、新しい女たる嫁も度を過して自我を主張する事を愼しむ必要がある。殊に最近新しい主婦の鼻息は大分荒くなつて來た。其の爲め嫁さんの方から姑に挑戰して離婚になるのが多いと聞くが、是などは餘り同情されぬ。

第四は虚榮の爲め、第五は趣味の不一致から、第六は繼兒を愛せざる爲め、第七は嫁した家が佛教であるのに自分は基督教を信じてゐる若い妻がある。さう云ふ場合によく離婚問題が持上つて來る。姑にも無論よくない點があるけれども、殊更に舊い宗教を破壞しやうと掛かる嫁もよくない。だからこんな場合の離婚は同情が出來ない。第八は家運の衰微から見限つて出て來る妻、第九は夫が不治の難症に罹つた爲めに自分から離婚を要求する妻を時折見うけるが、こんな女に對しては同情が出來ない。卑しむべく且唾棄すべきであると思ふ。最後に今一つ、禮に嫻はぬ爲めに離婚になる女がある。新しい時代に生きてゐる者は何によらず簡單で淡泊な事を理想としてゐるから、一から十迄禮式づくめの家庭に入れば遂こんな事で問題を起す。餘り禮儀に拘泥するのもよくないが、禮を無視するのも感心はされぬ。

畢竟するに新しい女は餘りに急進的で現實生活を無視し破壞する事を顧みず、舊式のは姑は何事も舊習を墨守して新しい女の思想を理解しない點から、斯うした悲劇が我國の上下を通じて至る處に演ぜられてゐるのだと思ふ。（完）

Digitized by Google
Original from
COLUMBIA UNIVERSITY

家庭生活の改造

家庭購買組合理事　遠藤龜之助

□改造は眞摯な問題

今の時代は『改造』と云ふ事の非常に繁昌する時代である。苟しくも新しい時代に生きる新しい人にして『改造』を唱へぬ者はないと云つてもいゝ位である。何事も『改造々々』と云ふ一語でどんな問題でも片附けやうとする。『改造』なる文字がなければ共に語るに足らないと云つたやうな有樣で、今日に於ては寧ろ此言葉に惱まされてゐると云つてもいゝ。

無論私と雖も改造の必要を感じてゐる。勞働問題普通選擧問題小作問題を始め、改造しなければならぬ幾多の問題のある事を知つてゐる。然し吾々は斯うした問題の改造を叫ぶ前に、或ひは其前提として、是非共改造する必要のある大きな問題のある事を忘れてゐはしないか。それを改造しなければ新人の唱へる總ての改造も、殆んど徒勞に終ると云つたやうな重要な問題のある事を忘れてゐる者が多いやうである。

單に忘れてゐる許りでなく、何れも日本人の性癖として、どんな問題に對しても何處迄もやると云ふねばり強さのない處から、是迄叫んでゐた『改造』をもケロリと忘れて了はぬとも限らぬ。否、何時かいやになつて忘れて了ふと云ふのが今日迄の實狀である。是は吾々日本人の一大缺點であるからお互に注意して此『健忘的な飽き易い性質』を矯正して行く必要が大いにあると思ふ。そして苟しくも『改造』を叫ぶと云ふなら、飽く迄もやると云ふ信念『仆れて而して後已む』と云ふ信念があつて欲しいと思ふ。

□不合理極まる家庭生活

然らば第一に改造する必要のある大問題は何であるかと云へば、云ふ迄もなく家庭の改造である。是は一寸考へると極めて平凡な事のやうであるが、是こそ吾々が改造しなければならぬ大きな問題である。吾々お互は先づ家庭に生れ、家庭に育ち、家庭に於て人となつたもので、生れてから死ぬ迄一刻と雖も家庭を離れた生活をする事はない。云ひ換へれば家庭は個人の出發點である。國家と云ひ社會と云ひ、皆此家庭の集合であるから、家庭はやがて國家社會の出發點であるとも云ひ得る。吾々は家庭なき個人も社會民族も到底考へる事が出來ないのである。故に家庭の改造はやがて人の改造であり、同時に國家社會の改造にもなり得ると思ふ。

又、別の方面から觀察すれば家庭は一つの國家であり、社會であるとも云ひ得る。教育でも經濟でもあらゆる機關が悉く、社會にある程のものは家庭にもあるからである。教育衞

Digitized by Google　Original from COLUMBIA UNIVERSITY

生政治經濟軍備等の改造は頻りに社會に於て叫ばれてゐるが、小社會である家庭に於て斯うした問題の改造が叫ばれてゐるか、試みられてゐるか。何ら叫ばれもしなければ試みられもしない。要するに吾々は『改造』の聲を窓の外に於て聞くのみに止まつてゐる。窓の内即ち家庭に於ては、社會に於てのそれよりももつと／＼舊慣に囚はれた『主人萬能』の官僚政治が實行されてゐるのである。

是を疑ふ者があるなれば各自の家庭に行つて見るがいゝ。主婦の女中に對する態度、主人の妻に對する態度はどうてあるか、更に姑の嫁に對する、祖父祖母の若き主人主婦に對する態度を冷靜に視るなれば、蓋し思ひ半ばに過ぐるものがあらう。

□無自覺なる一般民衆

父子の關係を見ても、たゞ舊慣に囚はれてゐるのみで何一つ改造されてゐない。改造すべき事が數限りなくあつても、改造を叫ぶ父もなければ改造を試みやうとする子もない。

其原因は何であるかと云へば、吾々日本人が自主的自治的でないと云ふ點にある。どんなに改造すべき事があつても自分から立つて改造しやうとはせぬ。『誰かゞやつてくれるだらう』と云ふ依賴心がある。だからどんなに社會が墮落し腐敗しても、起つて廓淸運動を試みやうとする者は更に尠い。『他人が酒を飮んでゐるのだから自分も飮んでやらう。他人が惡い事をしてゐるのだから自分も惡い事をしてゐやう。』是が日本人の大多數が持つてゐるあきらめ的人生觀だと云つても過言ではあるまい。斯うしたあきらめ的人生觀を持つてゐる當然の結論として、『今の社會は吾々に酒を飮ましめるやうに出來てゐる。惡い事をさせるやうに出來てゐる。若しも酒を飮まないですむ社會、惡い事をしないですむ社會が出來たなら其時始めて禁酒もしやう。善い事もしやう』と云ふ辯解を誰でもする。

然らば『誰が酒を飮まないですむ。惡い事をしないですむ社會』を造つてくれるか。吾々社會に住む人間お互が起つてやる外にないではないか。理想の世界は決して天から降つて來るものでもなければ、地から湧いて來るものでもない。それを創造するの權能は吾々の手に委ねられてゐる。與へられてゐると云ふ自覺がないとは、眞に情ない事とは云はねばならぬ。公德問題にしても、衞生の問題にしても此々皆然りである。たとへば小は村會町會の議員の選擧から、大は衆議院議員の選擧に至る迄、皆斯うした無自覺な民衆の常としてあらゆる醜惡な買收が行はれてゐる。自分らの代議員を選ぶと云ふ自覺は塵程もない。『賴まれたから投票してやらう』てなければ、『候補者がペコ／＼お辭儀をして然も金錢迄くれたんだから入てやらう』である。こんな無自覺な民衆では立憲政治も代議政治もあつたものではない。

□男子の慾望に立つた家庭

斯うした依賴心の强い自治的ならざる社會に於ては、當然或種の特權階級が勢力を占める事になる。如何に特權階級や官僚を攻擊して見た處が、無自覺な民衆がさうした階級を造

Digitized by Google
Original from
COLUMBIA UNIVERSITY

つてゐるのだから何にもならぬ。民衆が自覺さへすれば攻擊しないたつて、特權階級などは自然に滅びて了ふのである。
然らば眞の改造、自治的民衆の創造は何處から始むべきものであるかと云へば、云ふ迄もなく吾々お互の生活してゐる家庭からである。換言すれば家庭內に於て眞のデモクラシーを實現する事である。私の考へては吾々日本人の造つてゐる家庭は、生物學上の極く低い見地に立つてゐる家庭であると思ふ。家庭と云ふよりは寧ろ合宿所である。此社會に於けると同じに强者が絕對權を持つてゐる一小社會である。こゝに於ては女子の主張は認められず、男子の主張のみが通る。强者である男子の放縱と橫暴は許される。然し女子のそれは全然許されない。夫と妻との關係に於ても人と人との關係ではなく、强者と弱者支配者と被支配者とのそれである。
家庭を株式會社にたとへるなれば、主人は社長であつて、妻や子は社員の一人か乃至は株主位の權利しか與へられて居らぬ。甚だしいのになると其會社に傭はれてゐる勞働者位の待遇に甘んじなければならぬ。換言すれば現在の家庭は、主人の欲望を絕對なるものとして、其上に立てられた形式てある。是は餘りに極論だと思ふ者があるかも知れないけれども決してさうてはない。事實其通りなのである。株主である妻子は營業上の方針に就て、發言權位は與へられるけれども、結局は主人の考へ通りにあらゆる問題が實行されて行く事になる。主人の慾望の上に立てられた組織であるからして、妻がどれ程淚をのんで反對しても、主人の手から酒を奪ふ事は出來ぬ。蓄妾をすてさせる事も出來ないと云ふ事になる。

□人格の結合したる家庭

畢竟するに家庭の組織が利益以上に超越してゐないと云ふ點に存する。是らの弊風を打破するには主人と家族との關係が、强者と弱者とのそれてなく、人格と人格との關係に迄進んて行かなければならぬ。吾人の家族には吾人の人格がなければならぬ筈てある。利益から離れて各自の人格としての存在を認めるやうにならねば、到底駄目であると思ふ。社會に特權階級があるのではない。家庭內に特權階級があるのである。此特權階級を打破しない限りは社會の改造は到底望まれぬ。社會國家に合理的なものが現れないのは、皆家庭內の此不完全不合理から起るものであるから、家庭の改造は目下の急務と云はなければならない。
此點から家庭は夫婦と父子とが人格的に結合したものでなければならないから、從來並に現在の家庭は悉く改造すべき必要に迫られてゐる。何ら生活の價値を知る事なしに、たゞ舊慣に囚はれ、ありのまゝの家庭生活を墮勢的に繼續して行くのは、全く吾々人類の恥辱であると云はねばならぬ。一家族が人格的に結ばれて行くと云へば大分六ケしい事のやうではあるが、詰る處は家庭內に眞のデモクラシーを實現して行く事に外ならぬ。斯うした理想の下に各自が努力してこそ始めて家庭と稱すべきものである。私は眞の意味に於ける家庭生活の改造が、我國上下の間に盛んに起る事を希望せざるを得ない。

Digitized by Google
Original from
COLUMBIA UNIVERSITY

近來の宗教所感

東京女子大學學監　安井哲子

獅子の寓話中に潜める深遠なる意義を發見せよ

私が或る書物を讀み、その内に一つの寓話のあるのを見ました。その要領を申しますならば、一匹の獅子の子供が親獅子と共に或る家の穴藏に住んで居つたのであります。だん〳〵大きくなつて外へ彷徨き始めました。所が足に任せて走り廻つた爲めに、山へ迷ひ込んで仕舞つたので、親の許に歸ることが出來ぬのであります。そこに丁度羊が居つたのであるが、己が子を失ふて悲んで居つた矢先であるので、此子獅子に同情し、之を連れ歸つて彼れを養ひ子にしました。そして此己れに反對の性質の者を愛撫養育したのであります。

所が或る時に、山の奥に本當の獅子か大音に一聲咆へ叫んだのであります。羊は恐怖しましたが、子獅子は此大いなる一聲に依つて俄然一大奮起をなし、獅子の性格と勇氣を以て滿ち、己れの内に潜める力を自覺したのであります。そして其の子獅子は他の獸に恐れらるゝ樣な威風を備ふる樣になつたのであります。話は是れだけでありますが、此話の内に於て深い意味を感ぜしめらるゝのであります。私共には眠つて居る部分がある。それは丁度此子獅子の樣であるが、何等かの機會に於て私共も呼び醒さるゝ場合があると思ふのであります。私共は同じ話を聞き同じ書物を讀んでも。その共鳴方が違ふのであります。又同じ先生に就き三四年學んでも、或る强いものを握る者もあり。又然らざる者もあると云ふ樣な具合であります。

學校以外の活ける教訓と、あらゆる社會の樣々な試錬

又學校以外に於て色々の出來事や機會に遭遇して、潜める力が呼び醒さるゝことが多くあるのであります。又或は旅行に依つて一つの深き意義を味ひ、又は小兒に接し先輩に遇ふことに依つて自然に呼び醒さるゝことがあるのであります。そしてその特性本質を顯はして非常に延びることがあります

私は只今妹が病氣の爲めに、その幼ない子供を預つて居りますが、私が不慣の爲めに、その子供が却て周圍の總てに不滿足である樣子で、大變にむづかるのであります。そして幼ないためにその不平不滿を言ひ顯はすことが出來ぬのであります。私も一時は誠に困りましたが、心を沈めて能く注意して見ますると、子供の不平不滿ゝ原因や狀態が、何う云ふときには何うであるかと云ふことが、それぞれ暗示を與へられて、判別し得る樣になつたのであります。

又植物の種が順序的に萌芽して生長發育することがあり、

Digitized by Google　Original from COLUMBIA UNIVERSITY

又時には外の植物の種があつて、そのために壓迫妨害せらるゝことがあります。その閃きが一時的のことあり、又繼續的のことがあります。私共の信仰は生命の道に進むのであるが途中種々なる妨害があるでありませう。社會に於ける色々の出來事は私共の精神生活の根元たる善き信仰の種に培ふことを不充分ならしめ、不完全ならしむることが往々にしてあります。然し社會の出來事夫れ自身が必ずしも善又は惡と云ひ得ぬ場合があります。私共の心掛けに由つて總ての事が私共の善き試煉となり、修養となると思ふのであります。

世上有觸れたる最も氣の毒なる悲劇と、信仰的人格完成の順序

此頃新聞で見ましたが、或る我儘なる娘があつたので、母が其の不行跡を戒めました。所が娘は怒つて外へ飛び出し、猫イラズを飲んで死にました。父は驚き母を責めたので、母は轢死を遂げたのであります。そこで父は茫然自失して發狂したと云ふことが掲載されてありました。是れは世間にはありさうなことであると思はるゝのであります。私共重い荷物が三つも五つもあつて背負ひきれず。濃厚なる精神的壓迫を受けて居りますので、殆んど逃るべき道がありませぬ。何とも仕様がないと強く感ぜらるゝのであります。さう云ふ時には極靜かな所に參り人を避けて自然の美に接し、尚ほ靜思瞑想して神の御聲を聞くのであります。斯くて二三日と經ちますと、其の重荷が幾分か輕く轉回せられて、他の方面に進みつゝあるが如くに感ずるのであります。又此重荷の爲めに押し詰められた結果、一轉回の折には眞に新しき世界に行くが如くに、平安と光明を感ずるのであります。

私共が人間として全人格を築き上げるには、既に呼び醒された部分と、未だ然らざるものがあることを知らねばなりませぬ。それ故に同じ信仰を有する者が此點に於て共鳴し、彼の點に於て交渉なきことが往々にしてあるのであります。そして自分の憧憬を誰れにも話すことの出來ぬ寂しみを感ずることがあります。斯くして種々なる迂餘曲折を經て、完全なる人格完成に向つて一步一步進むのであります。或る人は神を信じキリストを信じて既に救はれたものであるからには、そんな筈はないと申すのであります。然し各自胸に手を當てゝ考へますならば、何人も未だ呼び醒されない部分が多くあるのであります。自分は自分を如何に造り上げるかと云ふならば、だんだんと秩序的に造り上げるより外に道がないと思ふのであります。

憧憬より覺醒に進み行く努力によりて向上の心掛

音樂者の音樂も、畫工の繪畫も同じであります。一つの音樂、一つの繪畫に憧憬れて心に畫いて見て居る。そして呼び醒されたるものが本をなして行くのであります。斯くして漸次醒されざる部分や方面に及ぶのであります。私共が不完全なる中途にあるとき、基督と私共との人格の差違が著しく大であります。又私共は神の心に反きて、その心に壁を描き、擴がるべきときに擴がらぬ様之を阻止するのであります。私共が私共の前に閃ける幻を消すならば、私共の前及周圍の總ての尊いものを排除する結果となることを思はねばなりませ

Digitized by Google　Original from COLUMBIA UNIVERSITY

ぬ。それ故に此尊いビジョンを追ふて失はぬ様に心掛け、人格の完成を期さなければなりませぬ。私の信仰は私を養ひ、あなたの信仰はあなたの信仰を養ふのであります。私は近頃殊に理想の實現の誠に喜ぶべく、之を失ふことの如何に悲しむべきことであるかを痛切に感ずるものであります。又私共は理想に憧憬れて出來掛つた人や、理想を實現して出來上つて人だけを見て、直ぐに其人になれると思ふことは大變の誤りであると思ふのであります。何うしても色々な惡戰苦闘を經なければならぬの思ふのであります。私は子供がないので母たる經驗を有しませぬから、人を教育するとき一つの資格を欠いて居ると平素思ふて居る矢先き、妹の病氣の爲めに幾分實驗すべき機會を與へられて、滿足し感謝して居る次第であります。兎に角私共は平素幻を見て之を消さぬ様に心掛け、成る可く進んで何等かの聲を聞いて向上せねばなりませぬ。要するに私共は目醒めて進むことを喜びとし、目醒めぬ部分をも目醒めしむることであります。私共の目の前には常に基督の輝ける尊き人格を仰ぎ見て、之に達する心掛けが肝要であると思ふのであります（講演大要文責在記者）

鎌倉の縁切寺

法學博士　穗積重遠

避暑地として有名な鎌倉は、又歷史上の名所舊跡の數多い上からも有名なものである、わけても其山の内街道にある（圓覺寺の近く）松が岡の東慶寺は、古來鎌倉の縁切(尼)寺として一名松が岡御所とも呼ばれ、女權の絕對に認められざる昔時に在つて、唯此の尼寺の寺法によつてのみ「婦人からの離婚請求が許され」たと云ふ事は、實に日本女權擴張史上の國寶とも申す可きものである。

弘安八年北條時宗の後室、貞時の母覺山尼の創建にかゝり、五世用堂尊尼は畏くも後醍醐天皇の皇女で、松岡の御所の由來もこれに依るのである、秀頼の一女も大阪落城後二十世天秀尼として入寺した、開山覺山尼は全く自由を有せざる當時の女性の爲「女と申す者は不法の男にも身を任せ候こと、尋常に候へども、女は心狹くふと邪の思立ちにて、自殺など致し候者これある事に候間、三ヶ年の内當寺に相抱へ、何卒縁切候て身輕になる寺法相願候」云々と願ひ出て、貞時勅許を經て定めたのである、舊い時代の記錄は殘念ながら調べ兼るが、即ち江戸時代には民衆文學殊に川柳等に迄盛んに謠はれるほど有名なものとなつた、寺の附近には御用宿と稱して現今の代書の如きもの迄現はれ、此の云はゞ私設裁判所とも稱す可きもので寺法に因る離婚の手續き萬端の書式等を執り扱つた。交通機關の發達せぬ當時の事であるから、箱根以西から關所を越えて此寺に驅け込んだと云ふ記錄は無いが、十三里の里程にある江戸は勿論、遠くは埼玉、下總迄から女の人の弱い脚て「自由への只一筋の道を辿り着いた」その記錄は明治二年を最終にとゞめて、やがて明治六年に大政官布告として始めて我國の法律上、妻よりの離婚請求を認められる事となつた、川柳の「十三里先きだにたつた四里たづね」（江戸は四里四方）

すわ鎌倉と仲人かけつける

等は著名の句で、同時に又「鎌倉の裁きをうける氣のつよさ」等と、當時の女性がどれ程忍耐しきれぬ烈しい屈從、壓迫を強制された擧句の果て、悲痛な決心から、此寺へ駈込む迄の其の心事を同情する人々は少かつたやうだ、しかし一度此等に身を任せさへすれば仲人夫或は相方の兩親、名主等それ〲呼び出され對談の後、立派に離婚狀が妻に手交された、尤も之は入寺滿三年乃至出入り三年後に行はれる場合と、すぐとの二種あつたやうだ。

離縁狀の形式は初めにまづ、離別文句を次に再婚許可の文句と決つて居たやうで、取りわけ此の第二節の再許可の部の方が、重要な點である關係から、最後の此文句のみが認められたものである、三行半と云ふ定則に就ては種々の說があるが、古來短文は三行半位に書き流した習慣上と見るが一番正當らしい、明治初年司法省が日本各地の法律に關する風俗習慣を調べた際のものに偶然にも鎌倉の分に「離婚の際は必ず夫より離縁狀を差出す事、もし無筆の者は三行半の線をかき姓名の下に調印する」と云ふなか〱に振つたものがあつた。

離縁狀の制は西洋にも舊くからある、最古の猶太人のそれの如きは、長いには相當に長いが要點は殆ど我國のと同じ如きもので、最後は同樣再婚許可の文句で結んであるのも面白い、英語の離婚即ちデボースは「わかれる」の意だが、我國のは離縁狀等によると「おひ出す」のであつて、ラテン語のレピユデユームに當つて居る、離婚の理由等は稀に見る例外を除く外一切認められず「拙者勝手につき」とか、「不縁につき」とか至つて便り無い、男の御都合のよい理由のみしか述べて無い。彼の有名な三勝半七酒屋の段で、おその父が例へどのやうな事あろうとも妻から其人へ離婚を求むると云ふ法のある可きはづが無いのに、婿半七の亂行を見かねた義父の自分が娘を連れ歸つたのは一生のあやまり……と云つて居る、とにかくそうした時代に僅かではあつても女性の自由開放の爲に貢獻した事の少く無い、此の鎌倉の縁切寺の開祖が女人てある事も、同性としては嬉しい事の一つであらねばならぬ。

そうして面白い事に近世多少まだ女子の爲に不利な點は多いにしても、離婚に關する相當な法律が敷かれた大正の今日、昔縁切寺であつた此の松岡山東慶寺の本尊聖觀音立像の御堂の前で、結婚式さへ執り行はれるとか聽くのも、時世時節の感に堪へぬ。

Digitized by Google
Original from
COLUMBIA UNIVERSITY

九州の公娼私娼

木藤冷劍

□福岡縣の情態

本月號は九州に於ける公娼、私娼及其他料理店、飲食店等風教問題を述る事にする。

長崎縣の風教情態及新施設に就ては既に述たる事故今回は略し福岡縣下の情態より調査する事とする。福岡縣は九州の關門てある門司、小倉を始め一縣下に八市あり、拾ケ所に貸座敷がある。大正拾年九月の調査によると二千百九十七名の娼妓がある、娼妓は福岡署管内に四十九軒六百四十一名(之は九年十二月調査)若松署管内に拾軒百四十六名折尾署の管内に一軒五名八幡署管内十七戸百八十名直方署管内十二戸百〇五名久留米署轄内二十六戸二百六十二名大牟田署管内十四戸百八十名若津署管内十九戸百四十七名小倉署の管内二十九戸百八十名門司署管内十九戸二百二十二名ある。

之を縣下都市の藝妓酌婦の調査と比較すると左の如くてある。本表中娼妓數、樓數は前に述し故略する事にした。

貸座敷所在地	登樓人員	費消金額	藝妓	酌婦	料理店	飲食店	警察署轄
筑紫郡	一〇九、六三四人	一、三五七、八六五円	一、一八六	一三九	一三九	二八一	福岡
若松市	二五、五三三	一六二、九九四	一六八	三〇七	一七九	三五五	若松
遠賀郡	七九五	五、五三九	一六	一六三	六五	一八一	折尾
八幡市	二五、九七五	一四四、〇六七	一七一	三六二	三〇三	三三八	八幡
鞍手郡	一九、四七四	一三三、三三四	一〇五	七一三	一八一	四七七	直方
久留米市	四三、一一三	四二〇、七九六	三〇四	一八四	三〇四	二六四	久留米
大牟田市	二五、二六五	一三四、二三四	一〇九	一五四	九一	一九九	大牟田
三瀦郡	二〇、七三五	六三、八六四	四一	八	三六	三八	若津
小倉市	一四、二八八	八四、〇五八	二一五	三四四	一五四	三三三	小倉
門司市	四五、三七八	一六八、三六五	三三一	一九一	一〇四	一四八	門司

右の表の外娼妓の公許なくして藝妓のある地方が福岡縣下に二十九ケ所ある。藝妓も娼妓もなく酌婦のみの所が三ケ所ある。之等の調査材料はあるが非常に長くなるから本號には掲載しない事にする。

次に福岡縣下の娼妓の前借金調査を見ると昨年九月の調によると、

(前借金情態)　福岡縣下

五百圓以下	一八八	二千圓以下	一五〇	千八百圓以下	三三七
千圓以下	三五三	八百圓以下	四四五	二千圓以上	一五三
千五百圓以下	二六〇	千三百圓以下	三九九	―	

更らに前職業別を見ると女工たりし者六六、商業七〇、下女一〇八、酌婦五八六、藝妓九二八、農婦二〇二、炭鑛稼五、無職五七、其他九三、等てあつた。此地ても酌婦にして娼妓となれる者多きを見た。次に同縣下に於て藝娼妓の周旋情態はどうてあるか、警察部の調査によると左の如くてある。

周旋業所在地別	藝娼妓求人	同求職	同就職	同營業者數
福岡	五四〇	五六三	四一〇	二八
若松	一一七	九六	九六	一四
久留米	二七〇	三六四	三五二	一一
大牟田	一〇七	一一九	一〇七	一三
小倉	八三	八八	八三	九
八幡	三〇五	三二八	三〇一	一八
門司	八八八	六一一	二七一	一一
戸畑	一二	一〇	一〇	三
穗波	｜	｜	｜	｜

Digitized by Google

Original from
COLUMBIA UNIVERSITY

□同縣の矯風運動

周旋情態は左の如くである。徴兵檢査結果に就ては昨年十一月及本年四月號に掲載せる故茲には掲載しない事にした。福岡にも門司にも久留米にも婦人矯風會の支部が設置してある。同地の活動の情況は「婦人新報」の誌上でよく見聞して居るが殊に門司支部の如きは同地の社會課長が風俗顧問となつて居るとの事である。定めて活動の上にも力強い事であらう。今後の社會改良運動は勿論、廢娼運動にしても婦人運動にしても啻に一宗、一派の集團のみにては到底目的を達する事は六つかしいであらう。宗敎的結束も必要なれ共今後は敎會信徒化した運動でなくして社會化するまで進まなければならない。そして政治家の奮起を促さなければならない。今日に於ては各地に社會課又は社會事業專門の係を置いていろいろな事業や調査をしてゐる。平生斯うした團體は地方の官衙や實際其事業に當つて居る人達と聯絡を取る事がどんなに事業遂行の上にも效果の多い事であり必要な事と思ふのであるし單に救濟方面―娼妓の廢業援助―等は宗敎家の力に待つ事效果多く社會情態の調査等は到底宗敎一信徒位ゐ否其集合位では駄目である。私は過去に於て深刻に味つてゐる、不法なる官憲と戰ひ正義の叫びも誤解を社會から受けながら不撓の精神で今日まで續けて來たが、やはり相當の實際家の援助と理解を求むる事が必要である。矯風事業の如きは其の土地の情態や現狀の詳細を知り置くことが最も必要であると思ふ。

福岡署管内藝娼妓の情態を見ると九年十二月に娼妓が六百四十一名のが(十年九月に)六百八十五人に增加し藝妓は千百八十六人のが八百十三人に減少してゐる。彼等の年齡別を見ると左の如くである。

年齡	藝妓	娼妓
自十二歲至十八歲	三四四	―
自十八歲至廿五歲	一三二	一〇九
自廿五歲至三十歲	一七八	四〇三
三十歲以上卅五歲未滿	四七	二七
卅五歲以上四十歲未滿	四二	三
四十武以上	一〇	―

右の如くであるが之を福岡縣全部より見る時は娼妓二千〇一人であり藝妓は千八百五十二人である。此外に本花でない雛妓(俗にまめといふ)百三十九人であつた。

□佐賀縣と鹿兒島縣

次に佐賀縣の情況を見ると左表の如くである。何れも年度末の調査によると貸座敷十ヶ所である。大正九年九十七戸娼妓四百四十五名登樓人員十萬百六十五人費消金九十萬三千六百五十圓、飲食店千五百ル戸料理店三百五十一戸藝妓三百六十五人酌婦五百五十二人前年より娼妓は廿八名增加し酌婦は廿人減少し藝妓は二十八人の減少である。料理店が增加して飲食店が減少してゐる。

九年末には娼妓三百五十八人藝妓娼妓兼業か四名であつた、鹿兒島縣では許可地僅かに一ヶ所に過ぎない。鹿兒島市鹽屋町にある九年度の調査によると二十三戸の貸座敷があつて三百八十三名の娼妓がある。前年より三十五名增加てある。登錄者百七十名で前年より二十一名を減じ廢業者は百十四名で前年より十名減少してゐる。登樓人員は前年度より減少して八萬七千九百八十九名費消金額は增加して五十六萬〇三百七十二圓に增加してゐる。藝妓四百七十人酌婦八百九十七人料理店四百十戸飲食店二百七戸とある。

Digitized by Google　　Original from COLUMBIA UNIVERSITY

藝娼妓兼業が四人ある。

□熊本縣と宮城縣

佐賀市に十九戸の藝娼妓周旋業者があり鹿兒島市には二十戸の同業者がある。之を熊本市と三市比較した藝娼妓周旋最近成績表を掲ぐると左の如くである。

市別	藝娼妓求人	同求職	同就職	營業者數
佐賀市	二八三	二六四	二〇〇	一九
熊本市	四三九	五一三	五〇六	三六
鹿兒島市	六七二	四一七	二六二	二〇

熊本縣の公娼は四ケ所にある、飽託郡に六十七戸の貸座敷あり娼妓は六百九十八人あり前年より四十人を減じ登樓人員費消金員は別表の如し、宇士郡には八ケ所の貸座敷四十二名の娼妓あつて前年と同様人數、八代郡には百三十二人の娼妓があつて前年より九人を増加してゐる。天草郡には五戸の貸座敷があつて前年より一ケ所減少してゐる。娼妓は四十二人で三人減少してゐる。一軒潰れて三人廢業か？藝妓は五百八十六人あり酌婦は九百十四人料理店四百七十二戸飲食店千八百七十二戸とある。

郡別	費消金額	登樓人員
飽託郡	九九六、三九人	二〇六、五〇〇
宇士郡	三七、五四四	七、五七〇
八代郡	一五〇、二五八	二六、七一八
天草郡	五四、五〇九	八、八七三

最後に宮崎縣の情態を見るに宮崎縣の公許地は左の箇所にある。

一、宮崎郡宮崎町大字瀬頭
二、北諸縣郡都城町大字宮王丸
三、南那珂郡油津町
四、東臼杵郡細島町
五、東臼杵郡延岡町

である。全縣を通じて藝妓五百廿四名酌婦百六十四名、料理店二百七十六戸飲食店數二千三百十四戸であつた。

所在	貸座敷數	娼妓數	登錄	削除	登樓人員	費消金員
瀬頭	三	一四	三三	四四	九、四〇八	三五、六九六、六三〇
都城	六	八六	三三	四三	一八、四四三	一四三、二三五、四六〇
油津	四	三九	一三	一四	八、八一六	三七、八七三、〇〇〇
細島	九	一六	一六	一〇	八六九	三、二〇〇、一四〇
延岡	四	二八	三	一〇	三、四七八	一、九九七、二〇〇

此報告書を見ると東臼杵郡細島町には五戸の貸座敷があつて、十六人の娼妓がある。一ケ年の登樓人員八百六十九人とある。隨分不況であつたと見える十六人の娼妓に對し一ケ年の登樓客一人當り五十四人強にすぎない。先づ一週間に一人位の嫖客の割である其費消金が一人當り割を見ると六圓弱である。嫖客の費消金を全部娼妓が所得しても一日一圓にも足らない妙な所が日向の山中にはあるものと考へられた。勿論官廳の報告に誤りはない樓主連の手加減の報告ではないか、昔しの女郎はよく晝間百姓を手傳つたりいろ〳〵な仕事を内職にした事を聞いてゐるが、誠に妙な所があると思ふた。事實此通りの費消金員と登樓人員だとすると！

□全國の公私娼

大分縣には詳しい調査が余の手許にはないが九年末の警保局の調査によると娼妓が三百六十七名あり藝妓か四百三十二名であつた、内十四名は雛妓である。

因に大正九年末警保局の調査によると全國の娼妓は四萬八千二百六十八名であり藝娼妓兼業者二百六十六名藝者が五萬九千百五十七名であつた。

娼妓の數は毎年減少してゐる。卽ち大正四年末頃は五萬一千餘人であつたが五年末には四萬九千餘人六年には四萬七千八百十二人てある。八年から九年へかけては增加して來た、四萬八千二百六十八人である、最も增加したのは藝妓である。

Digitized by Google
Original from
COLUMBIA UNIVERSITY

此數字統計は不日發表すべく目下調査中なるも娼妓が減じ藝妓か增加するのは時代人心の變化てある事は言ふを待たないが、重なる原因は醜業婦自身が束縛せられたる業務よりも自由業務を業とする事を一般に志望し、嫖客それ自身も、征服し易きものを征服した刹那よりも、征服し難きものを征服した時に趣味を持つようになつた、近代の傾向ては大きな顏をして何樓の何を聘んだと云ふても娼妓ては彼等ても大きな顏は出來ない、娼妓を聘んて遊んだといふて大きな顏をする者は少ないが藝者ては大きな顏をして得意に話しする、處が藝者！都合の良い藝者があつて、兩道に通ずる‖其處に公娼の亡びか近き藝妓の增加がありドラック商會の廣告が增加する樣になるのではないかと思ふ。現在ては娼妓といふ國辱の產物以外に又藝頭を掲げた腐肉の群が增加しつゝある公娼を廢止して私娼を取締る事が當面の問題てあるが、出來ないならば現在の公娼に新時代の制度を敷いて人間扱をしなくてはならない。暴虐から解放し詐僞から救はなくてはならない。待遇改善に就て前號には姙娠娼妓の保護の事を述べたが、最近又神戸の福原遊廓ても姙娠娼妓の保護を實行する樣に決定したとの事を「又新日報」は報じてゐる。目下娼妓に公休日を勵行してゐる所が本年の二月から廣島縣府中廓で實行してゐるとの事てある。成績や情況は又詳報の機もある事と思ふ。姙娠娼妓に對する各地の情況の調査したのを見ると警視廳管內姙娠前後三ヶ月、新潟六ヶ月より分娩後三ヶ月、三重縣は六ヶ月より後六十日青森は五ヶ月より二ヶ月、秋田は六ヶ月より七十日、島根は五ヶ月より後一ヶ月廣島は六ヶ月より後五十日、香川は五ヶ月以上、高知六ヶ月以上、長野は七ヶ月より後三ヶ月等に定まつてゐるが。大體娼妓て姙娠する者等は極めて稀の事てあるが戰後の勞働問題の叫ばるゝやうになつて、婦人の職業に就事するもの女敎師女工等の待遇改善から遂に此廓にまても及んだ事と思ふ。夫につけても前借金の勘定に干渉するやうにならねばならぬと思ふのてある。斯くして虐げられつゝあるものを解放し、奴隷的生活から人間的生活に入らしめ、敎育の普及と世道人心の覺醒によつて我大和島根に惡俗蠻風の跡をたつ日の早からん事を望むのてある。次號には東北地方の賣娼婦分布情態の調査を發表する（八、一八）

パリ近信は佛國上院議員が再び佛國婦人參政權を理由なく否認した事を報じた婦人參政權提議者はギリシア、ブルガリア、ユゴスラブ、イタリア、スペイン及スヰスの如く文明の遅れた國の例に倣はず佛國は婦人に一般參政權を與へよと主張し婦人は男子の如くよく市民として婦人特有の任務を遂行してゐると主張してゐる。英國ては下院に限り婦人に參政權を許與しまた議員投票權をも與へてゐるスエーデンは昨年婦人參政を許しノルウエーにては大臣顧問に婦人官吏を任用しデンマルタには十一名の婦人代議士がゐるロシアは既に婦人は男と絶對平等なりとてこれを實行しフイランランドは十五年前に婦人代議士を出しバルチツ海の沿岸諸國とウクライナ方面の國家も近くこれを認めん。ドイツは革命後直ちに三十名の婦人代議士を選出したオーストリア、チエツクスロヴアキア、ハンガリー、ポーランドも既に婦人代議士を選擧しベルギイは一般婦人參政權を認めて居るイタリアは他國が認むれば直に認めんとの條件付て批准を得るばかりてあるフランスは三年前に此議を提唱してあるが一日も早くせれば國家の進運を妨げる元來世界て最初に婦人參政權を唱へたのは佛國てあつて千九百六年にフエルナナンド氏が各國に先だちこれを唱道したのてあるがその後世界大戰の爲めに忘遣せられて居る狀態てある。

編輯の後

□前號にも一寸書いて置いたやうに、黄金の洪水も櫻花一朝の夢、此頃の不景氣風は颱風よりも恐ろしい勢ひで吹き捲り、津々浦々迄何處も同じ嘆息の態だが、この好況不況の影響を一番早く感ずるのは何と云つても花柳界て、船成金の頭を擲げた時は自働車が飛ぶ。箱が切れる。メートルの電燈は點火つ放して晝絃々歌の不夜城を現出したが、昨今不景氣の低氣壓に見舞はれて、遊廓附近の自働車屋の店には運轉手の涼み將棊が始まり、檢番の男衆の不如意な懐算用が門口からも見透されるやうだと傳へられてゐる。

□此機會に最も痛快に感ずる事は、東京毎日新聞社が上村、布施兩辯護士を顧問として藝娼妓の自由廢業運動を始めた事だ。其言ひ分が面白い。曰く『藝妓屋は儲かる。素人の娘を抱へると隨分儲かる。淫賣をさせれば驚く程儲かる。藝妓屋が藝妓を抱へるのは淫賣をさせて大金を儲ける爲めてある。濡手て大儲けをするのは藝妓屋て、花柳病を患つて青くなるのは藝妓てある。藝妓屋は儲けて別莊を建て面白い物を觀てウマい物を食つて樂をするのに、淫賣させて金を取上げられて梅毒と子供を背負はされるのは藝妓てある。藝妓屋は朝に晩に太り淫賣する藝妓は日毎に痩せる。一日藝妓をしてゐると苦しみが十倍になり、一年してゐると千倍萬倍になる。藝妓が身の行末を考へれば一刻でも稼いてゐられる譯はない。豈藝妓のみならず其の悲慘さが娼妓になると殊に甚だしい。藝娼妓をやめて正業に就き暮さうとする婦人は何時でも本社へ申込めば、自由廢業の目的を遂げさせる』斯う云ふ看板をかゝげ盛んに運動と宣傳に從事してゐる。

□この爲め自由廢業の申込みが豫想以上にあつた、係員數名は酷暑中休む間もない位だと云ふ。本人てある藝娼妓自身は勿論、本人の母や父や兄妹が續々東毎社へ相談の爲め押しかけて來ると云ふ景氣。東京は元より神奈川群馬福島茨城千葉等の近縣、遠きは靜岡縣本臺灣朝鮮等から『逃げて行く世話をしてくれ』との血の出るやうな手紙が盛んに舞ひ込むとの事てある。

□斯うした風潮に乘じて東京市内て逸早く自廢を敢行したのは、藝妓ては京橋靈岸島新花家抱へ藝妓すみ子事横濱市平沼町信田お富て、娼妓ては新吉原一元樓の抱へ櫻洲てあると云ふ。茲もと十數年間見なかつた自由廢業を東京て立派にやつてのけたのは藝妓ては今度のすみ子、娼妓ては櫻洲が大正の魁だと云つて東毎紙が大々的に報道してゐる。手前味噌も茲へ來ると聊か滑稽で救世軍では毎日の樣に廢業さしてゐるのを無視してゐる

□然もその櫻洲の自廢ては大分ゴタ付いたらしい。櫻州が去七月廿三日頃書留郵便て所轄日本堤署へ自廢届を差出した處、それ迄姿を隱してゐたと云ふ理由からでもあらうが、國家の重罪犯人ても捕縛するやうに、刑事巡査が七人も乘り込んで同署へつれて行つた。世には隨分仰々しい警察署もあるものだ。取調べをして歸宅させたが届は受付けなかつたとは愈々出て愈々あきれると云ふより外はない。

□然もそれても飽き足らず、續いて同月の廿九日に亦も取調と稱して同署へ喚出したので布施辯護士の事務員と救世軍の伊藤少校がそれに憤慨して早速出頭し、嚴重な談判をしたが結局受付けないと云ふので伊藤氏は同署の非常識にあきれ、警視總監へ談じ込むと云ふやうな騷ぎ迄も演じて漸く自廢許可と云ふ事に鬼がついたさうだが、何時も乍ら強い者に加擔して弱い者を虐める事を天の使命てもあるかのやうに心得てゐる横暴な警察官には困つたものだ。

□斯うした事件の起つてゐる間に今一つ痛快な事は、警視廳廢止案を提げて四十五議會で氣焔を吐いた憲政會の横山勝太郎氏が、來議會には又復例の公娼廢止を絶叫する事となり、憲政會にその案を提出したと云ふ事てある。それによると此の際全國の公娼を廢止し、その代りに私娼を使つて差支ないとは稍同意し難いが、其の意氣は實に愛すべしだ。其の理由に曰く『一人の娼妓が最初五六百圓の前借て身を沈めると、借金に借金が増して契約滿期迄に實に百八十年を要すると迄云はれる。一旦此の淵に沈んだが最後彼等は浮ぶ瀬がないのだ。吾々の主張は契約て身を縛られる公娼を廢し自由の私娼を以て是れに代らしめ、風俗を紊亂せぬ程度に於て秘密に營業をさす事は、公娼によつて生ずる人權蹂躪を防ぐと共にどれ程好結果を來すか判らない』

□痛快の後に痛快ならざる事を一つ附加へる。それは斯うだ。去八月一日の第一回節約宣傳日に恐ろしい程不景氣に祟られた市内各所の遊里が、越えて十五日の第二回節約デーには打つてかはつてヒシめき合ふ騷ぎを演じた事だ。この原因は全く節約宣傳のお家元たる東京商業會議所の各關係から、各方面に向つて『去一日の節約デーに市内の花柳界は夥しい打撃を蒙つた。一日十五日と云ふ書入時にこの不景氣ては立つ瀬がないから、四谷津の守は今後この兩日三割引新橋は一割引をする』と云ふ印刷物を配付した爲めだと云ふ。是れを聞いた遊蕩兒が節約デー處か今日こそはと押し掛けたのに外ならぬと傳へられてゐる。

□是れ丈けてさへあきれるのに責任者てある商業會議所の杉原副會頭にそれを質すと、三割引と云ふ事實は所員の一人が自ら藝妓から聞いて來たと云ふのを事實も確かめずに、其儀節約宣傳の效果のありし證據に云ひふらした爲めだと言明してゐるとは、さてもさてもあいた口の閉がらぬ事てはある。

大正十一年九月十日印刷（毎月一回十日發行）
大正十一年九月十日發行（一部定價金二十錢）

編輯兼發行人　小石川區大塚仲町四十一番地　伊藤秀吉
印刷人　本郷區眞砂町三十六番地　佐藤駒次郎
印刷所　本郷區眞砂町三十六番地　日東印刷株式會社
發行所　神田區表猿樂町十番地　廓清會本部
電話神田四〇二〇番
振替東京二七〇七二番

酒きらいになる藥

禁酒丸

一週分　一圓五十錢
二週分　二圓八十錢
三週分　四圓

どんな酒煙草のみでも害なく心からきらいになる。郵券二錢送れば説明書及大澤博士其他名士の禁酒禁煙論進呈

禁煙散
煙草きらいになる藥
金壹圓　金貳圓　金參圓

本舗　大阪靱南通二丁目　森田商店
電話土佐堀二六〇二番
振替大阪二二一二六番

産婦人科。小兒科

女醫　吉岡彌生（鷲山改め）

△院長診療　宅診午前　往診午後
△醫員診察　午後

産室及病室の設けあり隨時入院の需めに應ず

東京市麹町區飯田町四丁目三十一番地
東京至誠病院
電話九段二三三一番

建築設計

總て建築は設計せずに成すは大層な損てす、なれど其設計料が少しの金では出來ぬために知りつゝも無設計でなさぬ方が隨分多いようてす、依て當局では之等を思ひ建築成さんとする方々のために、遠近を問はず實費を以て御依頼に應じますから、無御遠慮御問合せ下さい

東京市神田區淡路町
中央建築局
電話神田二〇〇〇・（長）四〇〇〇

最高の學理が生んで多數の實驗が證明する

腦神經病最良藥は……健腦丸である!!

先づ一週分を試みよ!! 偉大なる効驗現れん!!

健腦丸は

◆腦充血◆腦膜炎◆腦貧血
◆神經痛◆中風◆卒中◆頭痛
◆眩暈◆便秘◆健忘◆逆上
◆不眠◆耳鳴◆癲癇等

一切の腦神經病に偉効あり

其特長

常に少量宛服用せば逆上を引下げ便通をよくし、恐る可き腦充血や中風、卒中を未發に豫防し頭腦を明晰にし記憶力を增進す。

・藥價

五回分 三十錢
四日分 六十錢
一週分 一円
二週分 一円九十錢
三週分 二円六十錢
五週分 四円
十週分 七円

全國各藥店にあり

本舗 大阪 東京 丹平商會藥房

●廣告主へ御用の際は必ず雜誌「廓清」によると御申添を乞ふ●

THE NANKOIN HOSPITAL

Chigasaki, Kozagori, Sagami. (Near Oiso)

UNDER THE MANAGEMENT OF

→Dr. K. TAKATA←

Within a few minutes from the Chigasaki Raiway Station

Healthiest Situation

FACING THE SAGAMI BAY

FINE SCENERY

Telephone: Chigasaki No. 2.

副長（新任）　醫學士　岡本[illegible]雄

診察每朝（但祭日及日曜の他）

院長

診察、月、木、金午前及木午後六時

林、峯間兩副長は目下當院に在勤

東京三番町三十番地（市ケ谷見附上）

電話九段（六二番 六三番）

東洋内科醫院

院長　醫學博士　**高田畊安**

電話ちがさき二番

南湖院

相模國茅ケ崎海濱（從停車場半里）

河野、高橋兩副長は目下當院に在勤

院長診察土曜日午後　入院診後應需

診察每日午後　但祭日及日曜の他

◎募集―看護婦志願者及雜事婦

明治四十四年九月二日創刊
大正七年十一月七日第三種郵便物認可
（大正十一年九月十日印刷納本）
（大正十一年九月十日發行）
（毎月一回十日發行）

Digitized by Google　Original from COLUMBIA UNIVERSITY